

令和3年（2021年）3月10日（水曜日）

第 5 号

## 令和3年第1回北海道議会定例会会議録

## 第5号

令和3年（2021年）3月10日（水曜日）

## 議事日程 第5号

3月10日午前10時開議

日程第1、議案第1号ないし第43号及び第47号ないし第62号  
 (質疑並びに一般質問)

## ○本日の会議に付した案件

## 1. 日程第1

## 出席議員 (98人)

議長 100番 村田 憲 俊 君  
 副議長 77番 高橋 亨 君  
 1番 寺島 信 寿 君  
 2番 笠木 薫 君  
 3番 木葉 淳 君  
 4番 小泉 真 志 君  
 5番 鈴木 一 磨 君  
 6番 武田 浩 光 君  
 7番 植村 真 美 君  
 8番 佐々木 大 介 君  
 9番 滝口 直 人 君  
 10番 檜垣 尚 子 君  
 11番 星 克 明 君  
 12番 宮下 准 一 君  
 13番 村田 光 成 君  
 14番 渡邊 靖 司 君  
 15番 浅野 貴 博 君  
 16番 安住 太 伸 君  
 17番 内田 尊 之 君

18番 大越 農 子 君  
 19番 淵上 綾 子 君  
 20番 松本 将 門 君  
 21番 壬生 勝 則 君  
 22番 山根 理 広 君  
 23番 阿知良 寛 美 君  
 24番 田中 英 樹 君  
 25番 菊地 葉 子 君  
 26番 宮川 潤 君  
 27番 中野渡 志 穂 君  
 28番 荒当 聖 吾 君  
 29番 白川 祥 二 君  
 30番 新沼 透 君  
 31番 池端 英 昭 君  
 32番 小岩 均 君  
 33番 菅原 和 忠 君  
 34番 中川 浩 利 君  
 35番 畠山 みのり 君  
 36番 藤川 雅 司 君  
 37番 太田 憲 之 君  
 38番 加藤 貴 弘 君  
 39番 桐木 茂 雄 君  
 40番 久保秋 雄 太 君  
 41番 佐藤 禎 洋 君  
 42番 清水 拓 也 君  
 43番 千葉 英 也 君  
 44番 道見 泰 憲 君  
 45番 船橋 賢 二 君  
 46番 丸岩 浩 二 君  
 47番 梅尾 要 一 君  
 48番 笠井 龍 司 君

49番	中野秀敏君	85番	角谷隆司君
50番	花崎勝君	86番	千葉英守君
51番	三好雅君	87番	中司哲雄君
52番	村木中君	88番	藤沢澄雄君
53番	吉川隆雅君	89番	吉田正人君
54番	吉田祐樹君	90番	遠藤連君
55番	佐々木俊雄君	91番	大谷亨君
56番	田中芳憲君	92番	喜多龍一君
57番	沖田清志君	93番	竹内英順君
58番	笹田浩君	95番	伊藤条一君
59番	松山丈史君	97番	神戸典臣君
60番	市橋修治君	98番	高橋文明君
61番	稲村久男君	99番	和田敬友君
62番	梶谷大志君	欠席議員（2人）	
63番	北口雄幸君	94番	本間勲君
64番	広田まゆみ君	96番	川尻秀之君
65番	赤根広介君	<hr/>	
66番	佐藤伸弥君	出席説明員	
67番	中山智康君	知事	鈴木直道君
68番	安藤邦夫君	副知事	浦本元人君
69番	志賀谷隆君	同	土屋俊亮君
70番	真下紀子君	同	中野祐介君
71番	森成之君	総務部長 兼北方領土対策 本部長	平野正明君
72番	大河昭彦君	総合政策部 地域振興監	佐々木徹君
73番	金岩武吉君	総合政策部 交通企画監	柏木文彦君
74番	池本柳次君	環境生活部長	築地原康志君
75番	滝口信喜君	環境生活部 アイヌ政策監	長橋聡君
76番	須田靖子君	保健福祉部長	三瓶徹君
78番	三津丈夫君	経済部長	山岡庸邦君
79番	平出陽子君	農政部長	小田原輝和君
80番	富原亮君	水産林務部長	佐藤卓也君
81番	八田盛茂君	建設部長	小林敏克君
82番	松浦宗信君		
83番	東国幹君		
84番	小畑保則君		

財政局長 古岡 昇 君

財政課長 羽田 翔 君

議会事務局職員出席者

事務局長 近藤 晃 司 君

議事課長 榎山 博 哉 君

議事課長補佐 本間 治 君

議事係長 小倉 拓 也 君

議事課主任 古賀 勝 明 君

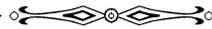
議事課主事 中江 良 太 君

教育委員会教育長 小玉 俊 宏 君

教育部長  
兼教育職員監 志田 篤 俊 君

学校教育監 赤間 幸 人 君

総務課長 阿部 正 幸 君



午前10時1分開議

○議長村田憲俊君 これより本日の会議を開きます。

報告をさせます。

〔榎山議事課長朗読〕

1. 本日の会議録署名議員は、

太田 憲 之 議員

加藤 貴 弘 議員

桐木 茂 雄 議員

であります。

1. 日程第1、議案第1号ないし第43号及び第47号ないし第62号

（質疑並びに一般質問）

○議長村田憲俊君 日程第1、議案第1号ないし第43号及び第47号ないし第62号を議題とし、質疑並びに一般質問を継続いたします。

佐々木大介君。

○8番佐々木大介君（登壇・拍手）（発言する者あり）おはようございます。

自民党・道民会議、佐々木大介でございます。

それでは、通告に従い、質問してまいります。

初めに、農水産品の需要拡大についてであります。

全国の主なスーパーの昨年1年間の売上げは、新型コロナウイルスの感染拡大による、いわゆる巣籠もり需要などで、前年より0.9%程度増加し、5年ぶりのプラスに転じたことが報道されています。

一方で、外食需要などの落ち込みで、高級食材や土産物原料等の需要が減少し、価格の低迷や在庫が積み上がる要因となっており、生産者にとっては厳しい状況が続いています。

特に、農水産品は、主食用米や酒米、ホタテなどの需要低迷や、菓子類に欠かせない砂糖、小

豆等の在庫の増加などにより、今後の生産活動への影響が懸念をされるところです。

道では、北海道米の消費拡大や生産の省力化に向けた取組、輸出先の家庭食需要に対応した販路拡大への取組などの予算を新たに計上し、需要の拡大に取り組むとしていますが、コロナ禍で外食需要に下押し圧力がかかっている状況では、消費拡大は容易なものではありません。

学校給食用食材の拡大はもとより、今後の感染対策やワクチン接種計画などの状況を踏まえ、適切な時期を見据えた対策を講じていく必要があると考えます。

ウイズコロナの状況の中で、道として、本道の農水産品の需要拡大にどのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

次に、米の需給緩和について伺います。

農水省は、昨年11月、需給を均衡させて米価が安定的に推移する目安として、2021年度産の主食用米の適正な生産量を693万トンに設定しており、これは2020年度産の生産量723万トンと比較して、30万トンという大幅な減産が必要な数値となっています。

各都道府県が設定する2021年度産米の生産の目安は、目安を設けている42道府県の合算で692万トンから693万トンと、目安を設定していない地域や未公表分を除いた段階で、既に農水省が示す適正な生産量を超過しており、生産現場からは、在庫の積み上がりや米価への影響を懸念する声が寄せられています。

道内では、これまでも、生産者や農業団体、行政が一体となって、生産の目安に基づく生産調整を確実に実施してきており、また、「ゆめぴりか」「ふっくりんこ」に代表される高品質なブランド米の取組や、安定供給に向けた生産体制の確立など、地域として着実に努力を積み重ねてきています。

知事も、これまで、北海道は主食用米の需給安定に向けて、関係機関や団体、地域の皆さんと一体となって、需要に応じた米政策にしっかり取り組んできたという認識を述べられています。

現在の米の需給緩和は、新型コロナウイルスによる業務用米の需要減退のほか、他地域の過剰作付による影響を大きく受けている状況です。令和3年産の米の作付が農水省の示す適正な生産量を達成できたとしても、令和4年6月末の民間在庫量は200万トンを超えることが見込まれており、これは価格安定のための適正水準とされている180万トンを上回る数字となっています。

道内の生産者からは、これまでの取組により、道内外から北海道米への期待や需要が高まっているとの手応えを実感する声がある一方で、全国的な供給過多により、米価が一度下がると、その後の価格向上は容易ではないとの先行きを不安視する声も上がっています。

道の新年度予算においては、北海道米の消費拡大に向けた施策なども盛り込まれているところですが、米価の安定には、国の政策はもとより、需給調整に対する全国的な取組が不可欠と考えます。

道内生産者のこれまでの取組やその努力に応えるためにも、新型コロナウイルス感染症による消費減退の影響を加味した備蓄米の積み増しや、飼料用米などへの用途転換などによる需給調整を国に要望したり、国内における米の生産調整のための現制度の在り方や全国各地域で取組を着

実に進めていくことの必要性を、全国知事会などの場を通じて、知事が各方面へ働きかけていくことも必要と考えますが、所見を伺います。

次に、新たな産業の創出や企業誘致についてであります。

道では、感染症や大規模自然災害における企業のリスク分散といった、最近の社会変化を捉えた戦略的な企業誘致を行っていくとしており、人口減少対策、持続可能な北海道の実現に向けても、雇用や移住、定住につながる新たな産業の創出や企業誘致は重要な取組の一つと考えるところです。

これまでも、成長産業分野を中心に優遇措置を設けるなど、道内への企業立地の促進に向け、取組を行っていること承知していますが、このような優遇措置は、全国においても同様に取組が行われているところであり、企業立地の促進には、北海道の優位性をさらに高めていくことが重要と考えます。

新たな産業の創出や企業誘致において、本道の優位性を高める一つとして期待されるのは、全国有数の賦存量があるとされている再生可能エネルギーのポテンシャルを生かした施策の推進です。

国においても、2050年のカーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略が策定され、脱炭素化に向けた産業政策の方向性が示されています。このことは、新たな産業の創出といった、側面だけではなく、企業においても環境に配慮した取組がさらに加速することが見込まれ、今後の企業誘致や企業の立地選定においても、CSR——企業の社会的責任の観点から、CO<sub>2</sub>フリーといった地域の環境性などが企業進出の大きな動機になっていくものと予想されます。

一方で、環境性がどんなに優れていても、そのためのエネルギー対策コストが既存のエネルギーコストと大きく乖離していれば、企業にとって事業性を担保できません。

脱炭素化の推進には、既存のエネルギーコストと遜色ない経済性や、法改正などによる新たな制度設計など、CO<sub>2</sub>フリーとエネルギーコストのバランスを図りながら、新たな産業の創出や企業誘致に向けた北海道の事業環境の優位性を構築していくことが求められており、その実現のためには、何よりも、電気やエネルギー事業者との連携は不可欠なものと考えます。

道では、工業の振興と経済の国際化に寄与し、国内外の企業を誘致することを目的に、北海道企業誘致推進会議を設置し、産学官が連携した企業誘致に取り組んでいること承知をしています。

そこで、同会議におけるこれまでの取組や、企業誘致につながった実績はどのようなものがあるのか、伺います。

また、脱炭素化や再生可能エネルギーの活用に向けた取組を推進し、新たな産業の創出や企業誘致につなげていくためには、教育・研究機関や電気・エネルギー事業者などと連携を密にし、市場に見合った具体的なビジョンを描いていく必要があると考えますが、今後の取組について、道の見解を伺います。

次に、デジタル化、ネットワーク化の進展に対応したデータセンター等の誘致についてであります。

道では、来年度、データセンターに加え、インターネット通信の国際的な接続拠点となるインターネットエクスチェンジの道内誘致に乗り出すことが、新聞報道で明らかになっています。

インターネットエクスチェンジは、プロバイダーやデータセンター事業者などがデータ通信を交換するための相互接続ポイントであり、国内では、現在、その接続拠点が東京や大阪に集中していることから、災害時の情報通信確保の観点から拠点の分散化が求められており、インターネットエクスチェンジが整備されれば、道内のネット通信環境の改善も図られるとのことであります。

道では、これまでデータセンターの誘致を推進してきたところではありますが、インターネットエクスチェンジの整備は、データセンターの集積につながることも期待されます。

今後、道として、データセンターとインターネットエクスチェンジの誘致にどのように取り組んでいくのか、見解を伺います。

次に、移住促進の取組についてであります。

新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大し、特に首都圏を中心とする都市部での感染拡大が際立っており、人口の過密さが、感染症のリスクと裏腹の関係にあることが改めて明らかになってきたものと考えます。

こうした状況に対処する方策として、首都圏などでは、在宅勤務が多くの企業で取り入れられ、テレワークの導入が一気に広まりました。こうした状況を首都圏からの移住や定住の促進に結びつけようとする動きが全国で始まっており、住民基本台帳人口を基にした人口移動に関する国の報告を見ても、東京からの人口流出が続いています。

しかし、東京からの人口移動の多くが、都心から100キロメートル程度の近県にとどまっており、首都圏から遠く離れた本道などは、他県とは異なる新たな受入れ促進に向けた戦略が求められます。

昨年、道が実施した首都圏企業を対象としたアンケートの結果を見ても、移動手手段の乏しさや、首都圏からの距離を課題と回答した企業が多くなっています。

昨年12月に道内で開催されたシンポジウムでは、国内の大手航空会社が、毎月、定額でワーケーションを実現できる、いわゆるサブスクリプション型の航空券サービスを提案するなど、新たな動きが始まっています。

首都圏と本道を結ぶ新千歳空港や旭川空港といった複数の空港を有する本道の特性を生かし、こうした航空業界の新しい動きとも連携しながら、北海道における交流人口や関係人口拡大を進めていく必要があり、また、このような取組の推進が、空港の一括民間委託と前後して新型コロナウイルス感染症が拡大し、その影響を強く受けている道内の航空関連業界の振興にも資するものと考えます。

また、道内では、富良野市や東川町などが、テレワークのためのサテライトオフィスづくりや視察会の開催などに積極的に取り組んでおり、こうした市町村の動きを企業側のニーズに結びつけることによって、大きな効果が期待できるものと考えます。

道は、今後、新型コロナウイルス感染症をきっかけとしたワーケーションといった新たな動きを踏まえ、首都圏からの人口移動の流れを本道にどのように呼び込んでいく考えなのか、その戦略について伺います。

また、道では、スマート道庁の取組の一環として、在宅勤務、いわゆるテレワークに取り組んでいますが、通常の勤務先以外の場所で働くことが、職員の働き方改革や生産性向上といった面ばかりではなく、道職員が自ら、交流人口あるいは関係人口として、地域の活性化などに関わっていくことも可能になる点にも注目すべきと考えます。

そうした道職員の働き方が、民間のテレワークやワーケーションの動きを誘発し、道内で本格的な交流人口の拡大や地方への人口移動のきっかけになることも考えられます。

道は、道職員のテレワークなどによる交流人口や関係人口の拡大等に率先して取り組むべきと考えますが、見解を伺います。

次に、妊娠、出産、不妊について伺います。

近年、不妊に悩むカップルは10組に1組と言われており、実際に不妊の検査や治療を受けたことがあるカップルは、社人研の2015年社会保障・人口問題基本調査では、5.5組に1組とされています。

令和元年の初婚年齢が、男性31.2歳、女性29.6歳と、晩婚化が進んでいることから、出産年齢の高齢化が不妊増加の背景にあることは否めません。

政府は、少子化対策の一環として、2022年度から、不妊治療に公的医療保険の適用の方向性を示しており、その間の施策として、第3次補正予算に、所得制限の廃止や助成額の増額のための予算を措置し、制度の拡充を図ることとしています。

今定例会にこのための補正予算が提案されており、保険適用や助成制度の拡充は、高額な治療費負担を理由に治療を断念せざるを得ない世帯の負担軽減につながり、受診に慎重だった方々の背中を押して、積極的な受診につながることや、不妊治療に対する社会への理解につながることが期待をされるところです。

一方、その治療には、経済的な負担以外にも様々な障壁があるのも事実です。

その一つは、不妊治療の通院に係る負担です。

特定不妊治療に位置づけられている体外受精、顕微授精の治療の場合、治療方法にもよりますが、1回の治療につき、女性は1週間から2週間の通院が必要となります。さらに、複数回にわたって治療を行う場合は、そのたびに通院が必要になること、体調や体力面での負担も大きくなることから、働きながら治療を行うことは、どんなに職場や周りの理解が得られたとしても、継続的に治療を続けることは容易ではありません。

また、北海道において特定不妊治療を行う医療機関がある市町村は、札幌、苫小牧、旭川、函館、帯広、釧路、北見といった都市部です。

不妊治療に対して公的医療保険の適用がなされたとしても、通院のハードル等から、都市部から離れた方が簡単に受診をし、すぐに治療を受けられる状況にないのは明らかです。

もう一点は、不妊治療に対する社会の理解と認識です。

現実問題として、男性も女性も、加齢により生殖能力が低下していきます。また、不妊原因の半数は男性側にあるとも言われており、女性への負担が大きい不妊治療においては、円滑で効果的な治療を進めることや、治療における精神面での負担を軽減する上でも、パートナーの協力が大切なほか、社会全体が妊娠に対する理解を深め、サポートできる環境を整えていくことも重要です。

不妊治療に対する様々な問題を提起させていただきましたが、北海道は、その広域性ゆえに、不妊治療の公的医療保険が適用されたとしても、居住する地域によっては、医療機関への受診や通院のハードルは高いものと思われることから、より効果的な治療や周りのサポートを得るためにも、まずは不妊治療に対する理解を社会全体で共有していくことが重要と考えます。

そこで、道として、今後どのように道民の理解を図っていく考えか、伺います。

また、北海道のホームページの不妊、不育に関するページには、不妊症と年齢の関係が示されており、女性の年齢相対妊娠度は22歳頃をピークに妊娠のしやすさは低下し、35歳で妊娠のしやすさがピーク時の6割程度になることが示されています。

また、日本生殖医学会によると、不妊治療の最終段階と言える体外受精により、実際に出産に至る確率は、30歳が22%、35歳で18%、40歳で9%と、個人差があり、一概には言えませんが、治療成績を平均すると、30歳で5回に1回、40歳で10回に1回という確率であり、そのため、不妊治療を行っても、実際に子どもを授かれるカップルは4組に1組とも言われています。

このような不妊治療に対する理解や知識も、不妊に直面して初めて知る人も多く、もっと早い時期に妊娠時期などの人生設計について考える機会を持っていれば、結婚や妊娠の時期をもっと早く迎えていたかもしれないという思いを持つカップルも少なくありません。

多様な生き方が尊重される時代の中で、家庭を築き、子どもを持つことも人生の選択肢の一つであり、早い段階から妊娠や出産に関する正しい知識を持ち、将来のライフプランを考える一助とすることは、重要な取組の一つと考えます。

そこで、学生の方々などへの妊娠や出産に関する正しい知識の普及についてどのように取り組むのか、知事及び教育長の見解を伺います。

最後に、道立近代美術館の在り方について伺います。

道立近代美術館がオープンして間もなく44年となり、令和9年には50周年を迎えます。

道立近代美術館は、これまで、本道における文化芸術の拠点として多くの方々に親しまれ、道民の貴重な財産として確固たる地位を築くとともに、様々な時代や地域の文化芸術に触れる機会を提供し、豊かな感性や多様性を理解する力を育むといった役割を担ってきましたが、建物の老朽化に伴い、その在り方や施設整備などを検討すべき時期に来ていると考えます。

近年、海外の美術館はもとより、他都府県の美術館でも、美術品の鑑賞にとどまらず、観光や交流、憩い、市民の創作活動の場としての機能の充実を図っており、美術館の役割は大きく変化しています。

これからの道立近代美術館にも、国内外の優れた魅力ある美術作品の収集や展覧会の開催はもとより、こうした多様で創造的な役割が求められますが、道教委では、美術館の在り方をどのように考え、どう整備を進めようとしているのか、伺います。

以上、再質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長村田憲俊君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）佐々木大介議員の質問にお答えをいたします。

最初に、道産農水産物の需要拡大についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響により、外食需要が低迷をする一方、巣籠もりによる内食需要が増加をしておりますが、今後、感染症対策により消費形態の変化が想定をされますことから、まずは、家庭内消費の拡大を進めつつ、今後の需要の変化を的確に捉えて、販路を内外に拡大していくことが重要であります。

このため、道では、道産食材の学校給食への提供や大都市圏での物産展の開催、農業団体や水産団体とも連携をしたテレビCMなどによるPR、さらには、SNSによる情報発信や、海外での料理教室の開催などによる需要の拡大に取り組んでいるところであります。

また、来年度から、新たに、北海道米の省力化生産と併せた御飯食の普及拡大をはじめ、道産で初の菓子用小麦を活用した商品開発、さらには、海外でのウェブサイトを活用したPRなどに取り組み、国内外での需要と販路の拡大に向けた取組を積極的に展開してまいります。

次に、米の生産についてであります。人口減少などによる需要量の減少に加え、昨年からの感染症の影響による消費減退など、全国の米の需給が一層厳しさを増す中、本道では、これまでも、関係機関や団体の皆様と一体となって、需要に応じた生産の目安を設定の上、米の需給や作付などの状況を把握し、生産者の方々への丁寧な情報提供を行うなど、ニーズに応じた米の生産を一貫して推進してきたところであります。

私としては、全国の米の需給の安定を図るためには、各産地における需要に応じた米の生産の取組が重要であると考えておりまして、全国知事会を通じて取組の強化を国に働きかけますとともに、北海道米の需給と価格の安定に向け、飼料用や輸出用など、多様な米の生産に必要な予算の確保、さらには、長期計画的に米を販売する取組への支援などの対策を国に求めてまいります。

次に、企業立地の取組などについてであります。官民で構成する北海道企業誘致推進会議では、首都圏でのセミナーの開催や展示会への出展を通じ、積雪寒冷な気候や豊富な再生可能エネルギーといった本道の立地優位性をPRしてきておりまして、これまで、石狩市などでの冷涼な気候を活用した環境配慮型データセンターや、温泉熱を活用した植物工場などの立地につなげてきたところでございます。

また、脱炭素化やデジタル化などの社会経済の変化を踏まえた今後の誘致の取組については、前回の見直しから5年を経過したことに伴う、産業振興条例に基づく道の施策の在り方の検討の中で、学識経験者や研究機関、経済団体の代表者などを構成員とする商工業振興審議会における御意見等を伺いながら、必要な検討を進めてまいります。

次に、本道への人の流れの拡大についてであります。感染症の拡大を通じて、新たな働き方であるワーケーションへの関心が高まっている中、豊かな自然や多くのサテライトオフィス等の優位性を有する本道は、ワーケーションの適地であると認識をしております。

このため、他県に負けない北海道型ワーケーションの確立を目指すため、道が率先し、受入れ先である市町村と道内外の企業等を結びつけ、双方の活性化につなげるなど、戦略的な取組を進めております。

今後、道民の森や自然公園をはじめ、本道の魅力ある地域資源をより効果的に活用するため、観光関連団体や空港運営事業者などの皆様で構成する協議会を新たに立ち上げて、オール北海道でワーケーションを推進することとしております。

私としては、本道のポテンシャルを存分に生かした受入れ環境づくりを加速させ、感染状況を踏まえ、ほっかいどう応援団会議のネットワークも最大限活用しながら、企業等へのプロモーションを展開し、本道各地への人の流れをより大きなものにしてまいります。

次に、不妊治療に対する理解促進についてであります。不妊治療は、経済的な面に加えて、通院に伴う身体的な負担や周囲の理解不足による精神的な負担が大きく、まずは、身近な方や職場の方々が治療に関する正しい知識を持ち、治療に取り組む方々をしっかりと支えることが重要であると考えております。

このため、道としては、こうした方々に不妊治療の大変さなどを正しく御理解していただくため、ホームページを活用した周知を図りますとともに、治療を経験された方の声などを載せたサポートブックやリーフレットの配布を市町村に依頼するほか、北海道労働局との連携のもと、労働者の働き方に関する研修会など、様々な場面を通じて、企業の不妊治療に対する理解を求め、仕事との両立ができる環境整備を進めていただくなど、不妊治療に取り組んでいる方々を応援する機運の醸成を図り、子どもを持つことを希望している方々が安心して治療を受けられるよう努めてまいります。

最後に、若者世代への妊娠や出産に関する理解促進についてであります。次代を担う若い世代が、妊娠や出産に関する正しい知識や、家族を持つことのすばらしさを学ぶことは、御自身の将来を考える上で大変重要なことであると認識しております。

道としては、これまで、高校生や大学生などを対象とする結婚や子育てなどをテーマとした出前講座を実施し、次の世代の親となる若年者の方々への意識啓発に取り組んできたところでございます。

今後は、不妊症をはじめ、妊娠や出産を取り巻く現状や課題などについても、新たにカリキュラムを設け、学習機会を確保するとともに、多くの若年女性の方々が利用している健康情報アプリに、不妊や不育に関する情報を新たに掲載するなど、より具体的なイメージを持って将来のライフプランを描くことができるよう、正しい知識の普及や意識啓発に取り組むなどして、若い世代の方々が子どもを産み育てることに夢や希望を感じることができる環境づくりを進めてまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 経済部長山岡庸邦君。

○経済部長山岡庸邦君（登壇）データセンターなどの誘致についてであります。データセンターは、デジタル化の進展に伴い、さらなる成長が期待される一方で、ゼロカーボンの実現に向けた取組が求められており、本道は、その立地に向け、冷涼な気候や豊富な再生可能エネルギーといった優位性を最大限に発揮できるものと認識しております。

また、インターネット事業者の相互接続拠点でありますインターネットエクスチェンジは、東京や大阪に集中して設置されておりますが、国では、リスク分散の観点などから、地方への分散化に向けた実証事業を実施しているところであり、そうした動きを捉えて、道内への立地が実現すれば、データセンターの集積につながることを期待されます。

このため、道では、国に対し、インターネットエクスチェンジの本道への設置促進を要望するとともに、事業者の皆様に対しましては、本年度実施したデータセンターの立地環境に関する調査結果を活用しながら、国内はもとより、東アジアなど海外も含め、セミナーの開催や個別企業訪問を通じ、本道の優位性のPRを行うなど、積極的に取組を進め、国内外のデータセンターの本道への立地を促進してまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 総合政策部地域振興監佐々木徹君。

○総合政策部地域振興監佐々木徹君（登壇）移住促進の取組に関しまして、関係人口の拡大に向けた道の取組についてでございますが、道では、第2期北海道創生総合戦略に、ワーケーションの推進など、関係人口の創出、拡大を重点プロジェクトとして位置づけており、道外のみならず、札幌圏もターゲットとした道内の市町村への関係人口の創出を進めているところでございます。

こうした中、道が進める、職員の誰もがいつでもどこでも仕事ができるテレワーク環境の整備は、道内企業等における取組の一層の推進にもつながることから、今後とも、道職員をはじめ、道内におけるテレワークの推進などに積極的に取り組むなどして、道内における交流人口や関係人口の拡大に向けた施策を効果的に展開し、北海道の創生につなげてまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 教育長小玉俊宏君。

○教育長小玉俊宏君（登壇）佐々木大介議員の御質問にお答えいたします。

初めに、妊娠や出産に関する理解の促進についてであります。ライフスタイルが多様化し、性に関する様々な情報が容易に入手できるようになる中、子どもたちが正しい知識を身につけて、適切な意思決定や行動選択を行うことができる力を育むとともに、性に関する基礎的・基本的事項について、男女が相互に理解し、望ましい関係を築くことが極めて重要と考えます。

このため、道教委では、小中学校におきましては、思春期における心身の機能の発達や心の健

康などについて、また、高等学校におきましては、受精、妊娠、出産と、それに伴う健康課題や、将来の結婚生活を健康に過ごすための自他の健康に対する責任感、そして、保健医療機関の適切な活用について指導を行っております。

今後、こうした指導の中で、妊娠のしやすさを含め、男女それぞれの生殖に関わる機能などにつきまして、児童生徒の心身の発達段階に応じ、理解を深めることができるよう配慮してまいります。

次に、道立近代美術館の在り方などについてであります。近代美術館は、本道の美術の振興を図ることを目的に、地域性と国際性を視座に、本道ゆかりの作家の作品をはじめ、エコール・ド・パリやガラス工芸などのコレクションを充実し、多彩な展覧会やアートギャラリー北海道による公立・私立美術館等が連携した取組を推進するなど、本道の美術文化の中核としての役割を担ってきたところであります。

昭和52年の開館から、今年で44年が経過し、施設設備の老朽化が著しくなっているほか、収蔵環境やスペースの狭隘化など、数多くの課題が顕在化しております。

一方、近年の公立美術館は、社会教育施設として、美術作品の収集、保管や、展覧会の開催、教育普及活動を行う役割のほか、体験交流の場としての機能や文化観光の拠点といった多様なニーズへの対応も求められております。

こうしたことから、道教委といたしましては、近代美術館がこれまで以上に魅力を高め、新たな機能を備えた道民に求められる美術館となるよう、その在り方について、官民連携も視野に入れながら、様々な観点から、効果的な運営や立地環境を踏まえた整備などの検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 佐々木大介君。

○8番佐々木大介君（登壇・拍手）（発言する者あり）ただいま、知事、教育長からそれぞれ答弁をいただきましたが、以下、2点について指摘をさせていただきます。

初めに、移住促進の取組についてであります。知事からは、道民の森や自然公園をはじめとする本道の魅力ある地域資源をより効果的に活用するため、観光関連団体や空港運営事業者等で構成する協議会を新たに立ち上げ、北海道型ワーケーションの確立を目指し、オール北海道でその取組を推進していく旨の答弁をいただきました。

この点は評価をするところでありますが、一方で、道職員自らがワーケーションに取り組み、交流人口や関係人口の拡大等に率先して取り組むべきとの質問に対しては、道職員をはじめ、道内におけるテレワークの推進などに取り組むとの答弁にとどまっており、ワーケーションの取組に対する言及はありませんでした。

公務員という職務の特性上、ワーケーションにおける余暇と業務の区分や移動負担の在り方など、勤務管理上、課題があることも理解をするところですが、ワーケーションの取組は始まったばかりであり、事例も少ないことや、首都圏企業を対象としたアンケートにおいても、移動手段

の乏しさや首都圏からの距離を課題に上げている企業が多く、道内での普及に当たっては、市町村や観光関連団体、空港運営事業者と連携をし、まずは、その実例やモデルを積み重ねていくことが必要です。

そのためにも、取組を推進する立場にある道が、組織として率先してワーケーションに取り組み、その効果やメリット、また、課題を検証して、今後の取組に活かしていくことも重要と考えます。この点を指摘しておきます。

次に、妊娠、出産、不妊についてであります。

知事からは、学生などの若者世代に対する妊娠や出産に関する正しい知識の普及について、今後は、不妊症をはじめ、妊娠や出産を取り巻く現状や課題についても新たにカリキュラムを設ける旨の答弁がありました。

現在の保健教育は、避妊や性感染症の予防、出産後の子育てと仕事の両立といった内容に限られており、妊娠や出産に対する正しい知識を理解する教育の機会がないことから、不妊症を含む新たなカリキュラムの導入は大きな前進であると、高く評価をするところです。

一方、道の意識啓発の主体となる出前講座は、あくまで関心のある学校が選択をして取り組むプログラムの一つにすぎず、若い世代への発信は限定的と言わざるを得ません。

北海道は、居住する地域によって、必ずしも不妊治療を容易に受けられる環境が整っているとは言えず、結婚や出産の時期をはじめ、早い時期から不妊治療に取り組むことで治療成果が高まることなど、若い世代の皆さんがライフプランを考える上での一助とするためにも、妊娠や出産、不妊症に対する正しい知識の理解や普及に努めていくことが必要であります。

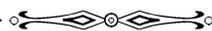
知事は、北海道総合教育会議の構成員の一員でもありますので、教育会議の中で提言をしたり、北海道総合教育大綱にその取組を反映させるなど、道内で学ぶ全ての高校生や若い世代の方々が、妊娠や出産、不妊症について正しい知識を得ることができるよう、教育委員会や学校に対して働きかけを行っていくことも必要と考えます。

以上、指摘し、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長村田憲俊君 佐々木大介君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午前10時42分休憩



午前10時44分開議

○議長村田憲俊君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

荒当聖吾君。

○28番荒当聖吾君（登壇・拍手）（発言する者あり）通告に従いまして、以下、知事及び教育長に伺います。

まず、人口減少対策についてであります。

昨今の議会議論を伺っていますと、コロナ禍関連などを除くと、建設業界の労働力の確保、介護業界、保育業界の人材の確保、農業など第1次産業の担い手確保、バスやトラックドライバーなどの運輸業界の人材確保、学校にあっては、生徒数の減少による間口減、統廃合、また、鉄道の維持確保、地方にあっては、どの企業、業界においても、求人票を出しても必要な従業員数を充足することができていない、そういった議論が活発に交わされてまいりました。

これらの問題に関し、それぞれの所管部においては、人材が確保できるよう取り組んでまいるなどと答弁をされておりましたが、当面の人材確保の必要性はもとより、人口減少こそが根本的な問題であると考えます。このまま人口減少がとどまることがなければ、北海道はおろか、日本の国が倒れてしまうのではないかと危惧をしております。

全て人は個人として尊重され、また、本人が希望し、選択する、いわゆる多様な生き方はどこまでも尊重されるものとして、その上で、子どもが欲しい、産みたいと希望される方には、その希望が十分になえられるような政策を実施していかなくてはならないと考えます。

人口減少対策こそが本道の全ての問題解決の端緒であり、また、本丸であると考えます。

このため、道の全ての部局が、それぞれの所管分野において、人口を増やすために何ができるのかを徹底的に考え抜き、この問題の解決に向けて全庁を挙げて取り組むべきと考えますが、所見を伺います。

次に、北の森づくり専門学院についてであります。

林業・木材産業を支える人材育成のため設置された北海道立北の森づくり専門学院には、広大で豊かな森林を有する本道の魅力を発信して学生を確保し、将来にわたり活躍できる人材を育成していくという大きな役割が期待されているものと考えます。

そこで伺います。

北の森づくり専門学院は、フィンランドの林業学校との交流により、国際的な感覚を持った林業人を育成するなど、独自の教育カリキュラムを用意されていたものと承知しております。

昨年来のコロナ禍が収束した後には、機を逸することなく、速やかに取組を展開できるよう準備をする必要があると考えますが、所見を伺います。

次に、産業教育の振興についてであります。

今日、全国を上回るスピードで少子・高齢化が進む本道においては、依然として労働力不足が深刻化しており、このような中で、次代の地域産業を担う産業人材の育成は極めて重要な課題と考えます。

そこで伺います。

道教委においては、今後、道立工業高校などの専門高校において、AIやロボティクス等といった技術の急速な発展に対応し、これまで以上に、学ぶ側も教える側も、共になお一層、教育の質の向上に向けた取組を展開しなければならないものと考えます。

また、本道のインフラを支える人材の不足も深刻な問題となっておりますが、土木や建築技術など、多くの知見を有するとともに、自動運転技術の研究開発にも取り組んでいる北海道開発局

などの国の機関や大学などとの、なお一層の連携も必要であると考えます。

今後、さらに加速すると思われる技術革新に対応し、地域人材の育成確保といったニーズに応えられるよう、本道の専門高校の在り方について、道教委として、どのようにお考えになり、具体的にどのように取組をされるのか、所見を伺います。

また、例えば、障がいを持つ方が通われる支援学校の職業科にも、このような先進的な教育環境を整備していくべきと考えますが、所見を伺います。

次に、食の輸出拡大戦略についてであります。

今般、2020年の我が国の農林水産物の輸出額は、前年比で1.1%増の9223億円となり、8年連続で過去最高額を更新したところであります。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大による外食需要の低迷などの影響により、道産が多いホタテガイやナガイモの輸出は減少していると承知をしております。

国が掲げる2030年に5兆円の目標達成には、家庭向けの販路開拓が課題と考えます。

このような中、道においては、道産食品輸出額1500億円を目指す食の輸出拡大戦略を推進されておりますが、今後の見通しと、どのような取組を展開されようとしているのか、所見を伺います。

次に、感染症対策に係る医育大学等との連携についてであります。

本道に新型コロナウイルス感染症患者が発生してから1年以上が経過し、これまで1万9000人以上の感染患者が発生をしております。

道では、この間、感染拡大の状況に応じて、検査体制や医療体制の強化を図るなどしながら、感染拡大防止に取り組まれてきましたが、札幌医科大学は、感染患者の受入れはもちろんのこと、集団感染発生時などに、感染制御及び業務継続の両面に係る支援を行う専門家の派遣、感染患者に係る搬送先医療機関の選定や搬送手段の調整の支援を行うなど、非常に大きな役割を果たしてきており、今後も、これらの役割に期待をするところは大きいと考えます。

我が会派では、これまでも、新型コロナウイルス感染症の対策を効果的に実施するためには、専門家による分析や研究を行うことが重要であることから、いわば北海道版CDCの設置について質問をしてきたところでございます。

道内の新規感染者数は減少が続き、感染拡大の兆候を示す感染経路不明の割合や陽性率も低い水準で推移しているものの、各地で飲食の場面や職場などで感染が発生しており、長期にわたって医療提供体制への負荷がかかり続けております。

これからの就職、転勤、卒業、進学シーズンの人の移動や、会食機会の増加による感染の再拡大に備えるとともに、安心してワクチン接種を受けられる環境づくりを進めるほか、本感染症対策を迅速かつ機能的に対応するためには、衛生研究所と札幌医科大学との連携を一層深め、道と一体となって感染症対策を進めていくことが重要であると考えますが、所見を伺います。

次に、夕張における離職者対策についてであります。

全国唯一の財政再生団体である夕張市は、国や道の支援を受けながら、財政の再建と地域の再

生に取り組んでおりますが、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中、大手時計メーカーの夕張工場が昨年12月末に生産体制を縮小したほか、大手食品製造業の夕張工場が3月末をもって工場を閉鎖することになりました。

さらには、市を代表する観光施設の運営企業が2月に破産手続を開始するなど、夕張市にとって、雇用はもとより、地域の経済や市民の生活にも大きな影響が生じるものと考えます。

これら3事業所の体制縮小や閉鎖などで、夕張市内では多くの離職者の発生が見込まれますが、このような中、1月には、夕張市長が知事に、地域の雇用と経済を守る支援を求めたものと承知しております。

さきに、芦別市においては、縫製工場の撤退により70名を超える方が職を失われた際には、合同企業説明会などの対策を実施されたものと承知しております。

今般の夕張市における離職者の方々の再就職の支援について、道としてどのように対応するのか、市から一人も就労人口を減らさないという強い決意をお伺いいたします。

次に、ゼロカーボンの取組についてであります。

気候変動問題に長期的な視点で取り組むため、2020年3月に、道は、2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指すことを表明され、環境と経済社会が調和しながら成長を続ける北の大地「ゼロカーボン北海道」の実現を目指しているものと承知しております。

私も、環境生活委員会で、多くの委員の皆様が、この課題に対して、温室効果ガスをなくす、再生可能エネルギーで道のエネルギーの大部分を賄うという脱炭素化を後押しし、熱心に取り組まれていることは承知をしております。確かにしっかりと進めていかなければならない政策であると考えます。

しかしながら、北海道命名から153年、そのうちの大半、石炭によって本道経済が支えられ、また、この国のエネルギーとして重要視されてきた歴史があります。この約130年間の石炭の採掘量はまだほんの数%であり、まだまだ道内に埋蔵されているものと考えます。

確かに、ゼロカーボン社会の実現は極めて重要な取組である一方、石炭エネルギーなどの化石燃料の利用は、温室効果ガスの排出につながることは事実ではありますが、私は、単にそれらの利用を根絶すればいいのか、疑問を感じるところであります。

そこで伺います。

道においては、徹底した森林整備や林業の活性化により吸収源を最大限確保し、現在研究が進んでいる二酸化炭素を回収し、地中深くに貯留するカーボンダイオキサイド・キャプチャー・アンド・ストレージ、いわゆるCCSや、人工光合成などの先進技術の開発、また、再生可能エネルギーの最大限の活用といった取組を組み合わせ、人類の英知を結集し、CO<sub>2</sub>をはじめとする温室効果ガスを完全にコントロール下に置くことで、ゼロカーボンの達成を目指すべきと考えます。産炭地・夕張を地元とする知事の所見を伺います。

次に、除雪車の自動運転化についてであります。

NEXCO東日本は、これまで、準天頂衛星を活用した除雪車支援システムを用いて、道央自

動車道の岩見沢インターチェンジと美唄インターチェンジの間の約21キロメートルにおいて実証実験を行われたものと承知しております。

衛星からのGPS信号と電子化された高精度の道路地図を駆使することにより、詳細な除雪車の位置を把握し、運転の支援に役立てるもので、将来的には完全自動化を目指しているとのことであり、技術開発のさらなる進化が期待されているところであります。

除雪車の自動運転化の開発について、令和元年第2回定例会にて私が伺った折には、開発局では、令和2年度に一般道での試行を目指しているほか、NEXCO東日本では、令和3年度には除雪作業の操作等に対する支援システムの試行を目指しているとの答弁がありましたが、現在どのような状況にあるのか、伺います。

また、除雪車の自動運転技術の開発が進みますと、現在、2名乗車となっている除雪車のオペレーターが1名乗車になったり、無人化するということが想定できることから、深刻化する人手不足の解消につながるほか、地吹雪等で視界がきかないホワイトアウトのような状況下でも除雪作業が可能となることが期待されます。

こうした技術の開発は、今後の道の除雪の効率化にも極めて重要であると考えますが、道の所見を伺います。

次に、水道施設の老朽化についてであります。

美唄市において、2月24日に導水管漏水事故による断水が発生し、3月8日現在、市のホームページでは赤水への注意を呼びかける状態が続いております。

断水時における飲料水の配付に当たっては、札幌市水道局をはじめ、近隣自治体からの給水車や、地元球団の美唄ブラックダイヤモンドの皆様、市民ボランティアの皆様にもお手伝いいただくなど、災害時におけるこれら皆様の御尽力に、本当に心温まる絆を感じることができました。心より感謝を申し上げる次第でございます。

私も、微力ながら、3日間、飲料水を持って、美唄市内の各地域を歩かせていただいたところであります。

そこで伺います。

今回の断水は、2月24日の発生以降、27日15時までに全域での給水再開に至ったものの、その後も赤水などの発生により、水道の使用を控えなければならないなど、一部では、通常どおりに水を使用できるまで長い時間を要したものと承知しております。断水時の対応においては、当事者である水道事業者だけでなく、道のイニシアチブも必要だと考えます。

2月26日には、危機管理監や環境局長にも現地入りいただき、翌々日からは水道課長も現地に入られたと承知をしておりますが、この間、復旧体制をどのように取られ、道はどのように対応してこられたのか、伺います。

また、美唄市の給水区域は、美唄ダムを水源として、美唄市浄水場から供給される美唄ダム水系と、桂沢ダムを水源として桂沢水道企業団の桂沢浄水場から供給される桂沢ダム水系がありますが、なぜ、美唄ダム水系が止まったときに、桂沢ダム水系から全市への給水をカバーしようと

の判断に至らなかったのか、伺います。

さらに、今日、このような水道管の老朽化は、美唄市のみならず、全道での課題となっているものと考えます。

道内の水道事業の現状を見ると、水道施設は老朽化した設備が目立ちますが、こうした課題に対する道の認識と、道内の水道の安定的な給水を確保するため、道は、今後どのように取り組んでいかれるのか、伺います。

次に、災害時の福祉支援体制についてであります。

大規模な災害が頻発する近年、新型コロナウイルスの感染拡大も受けて、災害支援の現場の動向も目まぐるしく変化をしております。

私は、かねてより、災害時の福祉支援体制の整備を進めるべきだと、お訴えをさせていただいておりましたが、万が一、大規模災害が発生したときに、例えば、災害派遣福祉チームを立ち上げ、活躍していただくなど、各専門職団体がいかに持ち得る強みを発揮できるか、災害支援者をどのように養成するか、そのために道庁がどのように取組をされるのか、所見を伺います。

次に、自殺防止対策についてであります。

今日、個人や世帯が抱える複合的な課題に対して、制度、分野の縦割りや、支え手、受け手の関係を超えた包括的な支え合いの仕組み、いわゆる地域共生社会の実現が求められ、市町村で様々な取組が行われております。

しかしながら、国際的な比較では、残念ながら、日本の自殺率はまだまだ高い状況にあります。

近年では、年間自殺者数が減少していたものの、昨年7月からは増加に転じており、中でも、女性の割合、女子学生の方の割合が高くなっているのが特徴でございます。新型コロナウイルス感染症は健康被害にとどまらず、社会に甚大な被害をもたらしております。

そこで伺います。

本道における自殺防止対策について、例えば、SNSを活用した相談体制の構築や、地域社会における取組、御遺族への支援も含め、どのような所見をお持ちなのか、伺います。

次に、道立近代美術館の施設整備についてであります。

道立近代美術館は、昭和52年に開館し、国内外の優れた魅力ある美術作品の収集や展覧会の開催をはじめ、道民の鑑賞機会を提供する移動美術館や、児童生徒の美術への興味、関心を高めるための出張アート教室、道内の公立・私立美術館等が連携した展覧会等を行うアートギャラリー北海道を展開されるなど、本道における文化芸術の拠点としての役割を担ってきたものと承知しております。

開館後、間もなく44年となり、令和9年には50周年を迎えることとなりますが、施設設備の老朽化や収蔵スペースの確保には課題があり、施設整備が必要な状況にあるのではないのでしょうか。

これからの美術館には、これまで担ってきた役割はもとより、地域の方々の憩いや交流、活動

の場としての機能をはじめ、地域の文化施設等との連携した事業展開や、国内外からの観光客にとっても魅力ある施設として充実を図っていくことが求められていると考えます。

道立近代美術館がより多くの方々に親しまれ、道民の貴重な財産として引き継がれていくためにも、施設整備などを検討すべき時期に来ていると考えますが、道教委ではどのように整備を進めようとしているのか、教育長に伺います。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長村田憲俊君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇） 荒当議員の質問にお答えをいたします。

最初に、人口減少対策についてであります。これまで、道では、人口減少問題への対応指針として、北海道創生総合戦略を策定し、安心して産み育てられる環境の整備などの自然減対策と、地域産業の振興、移住、定住の促進などの社会減対策の両面から、各般の施策を実施してきたところでございます。

今般、感染症の流行が長期化する中、妊娠届出数が減少傾向にあり、さらなる少子化の進行が懸念をされる一方、テレワークの活用などによる場所にとらわれない働き方や、地方移住への関心の高まり、デジタル化や脱炭素化の動きなど、社会経済に様々な影響が生じているところでございます。

私としては、こうした変化を的確に捉え、総合戦略に反映することとしておまして、ポストコロナを見据えながら、本道の強みや潜在力を生かし、道内各地へ人を呼び込む取組を加速させるなど、この難局を乗り越え、将来にわたって心豊かに安心して暮らし続けることができるよう、全庁が一丸となって人口減少対策に全力で取り組んでまいります。

次に、北の森づくり専門学院についてであります。本道の林業や木材産業の即戦力となり、将来、企業の中核を担うグローバル人材を育成するため、本学院では、林業教育の世界的な先進地であり、本道の自然や気候と共通点も多いフィンランドのリベリア林業専門学校と道との覚書に基づき、教育プログラムの開発や、生徒、教員の交流などに連携をして取り組むこととしております。

道では、現在、フィンランドで開発をされましたシミュレーターを積極的に活用しておりますが、今後、リベリア林業専門学校の助言や御協力をいただきながら、高性能林業機械のオペレーターを養成するプログラムの開発のほか、ドローンやICTハーベスターの導入によるスマート林業の実践に向けたカリキュラムの充実を図りますとともに、感染症の終息を見据え、フィンランドの先進的な技術を現地で習得する研修や、教員の相互訪問を通じた教育プログラムの改善などに取り組み、本学院における人材育成を着実に進めてまいります。

次に、食の輸出拡大戦略についてであります。新型コロナウイルスの感染拡大以後、海外においても外食需要が減少する一方、いわゆる巣籠もり需要が増加するなど、需要変化が生じております。

昨年の道内港からの道産食品の輸出額は、ホタテの価格低下の影響などにより、全体では13%

減となったわけではありますが、農畜産物では、牛乳・乳製品や豚肉などの拡大によりまして、37%増となったところでもあります。

道では、当面、こうした傾向が続くものと考えておりまして、今後とも、海外のどさんこプラザを積極的に活用し、市場の動向を的確に捉えながら、ウェブによる道産食材を活用したメニューの普及啓発や、量販店等における道産水産物の販売促進を図ってまいります。

また、国の輸出関連施策の活用や、ジェトロなど関係機関の皆様との連携に努めまして、食の輸出拡大戦略に基づく取組を着実に推進し、道産食品のより一層の輸出拡大に取り組んでまいります。

次に、夕張市における離職者の支援についてであります。本道では、全国的な需要構造の変化や感染症の長期化による影響などを受け、生産体制を見直す企業が出てきており、こうした動きは、地元経済や雇用への影響が大変大きいものと認識をしております。

こうした中、夕張市内においては、昨年来、事業所の閉鎖や規模縮小の動きが相次いでおりまして、道では、本年1月、空知総合振興局に緊急雇用対策プログラムを立ち上げ、再就職をはじめ、資金や能力開発など、様々な相談の窓口となる特別労働相談室を設置いたしますとともに、先月、市内の18の事業所が参加いたしました市主催の合同企業説明会の開催を、ハローワークとともに支援をしたところでございます。

さらに、来月には、MONOテクなど関係機関とともに、再就職や生活支援、職業訓練などの相談を行う総合相談会を市内で開催することとしておりまして、引き続き、地域の雇用変動の影響が少しでも小さくなり、また、1人でも多くの方の雇用に結びつくよう、国や市などと連携し、きめ細かに取り組んでまいります。

次に、ゼロカーボン北海道に向けた取組についてであります。国のエネルギー基本計画では、石炭は、安定供給性や経済性に優れた重要なベースロード電源の燃料と評価され、長期を展望した環境負荷の低減を見据えながら活用していくエネルギー源として位置づけられております。

このため、国は、石炭火力発電所の高効率化等を推進することと併せて、二酸化炭素を回収して地中深くに貯留するといった、いわゆるCCSなどの二酸化炭素の排出抑制に向けた技術開発に取り組んでいるところでございます。

道としては、こうした国が展開をする様々な施策との連動や連携を図りながら、ゼロカーボン北海道の実現を目指していくこととしております。

本道の強みである豊富な再生可能エネルギーや森林吸収源の最大限の活用、さらには、積雪寒冷地である本道ならではの環境イノベーションの誘導や展開など、脱炭素社会の構築に向け、積極的に取り組んでまいります。

次に、水道施設の適切な維持管理についてであります。住民生活や社会活動に欠くことのできない重要なライフラインであります水道の事故を未然に防止するためには、日頃から水道施設の状況を的確に把握し、維持や補修を行いながら、施設の長寿命化を図りますとともに、計画的

に更新を行うことが重要であります。

今回の美唄市での事例を踏まえ、道では、改めて、道内の水道事業者に対して、速やかに水道施設の点検を行うなど、施設の適切な維持管理の徹底について通知をしたところでございます。

道としては、今後とも、各種会議や研修会などを通じて、水道事業者の方々に対して施設の計画的な更新を促しますほか、国に対して必要な予算の確保を求めるなど、道内の水道事業の基盤強化を図り、道民の皆様に安全、安心な水道水が持続的に供給されるように取り組んでまいります。

次に、災害時の福祉支援体制についてであります。昨今、多くの自然災害が発生をしている中、高齢者等の災害時要配慮者の方々も長期にわたる避難生活を余儀なくされ、必要な支援の手が届かず、生活機能やその質の低下、さらには、要介護度の進行による重度化等の2次被害が起こるなど、その解消が喫緊の課題とされているところであります。

このため、道では、福祉関係施設団体等を構成員といたします北海道災害福祉支援ネットワーク会議を設置いたしますとともに、災害の状況や災害時要配慮者の方々の実情に応じて、社会福祉士や介護福祉士などの専門的スキルが十分に発揮されるよう、災害派遣福祉チーム——DWATを新たに立ち上げることとしておりまして、こうしたの方々に対し、避難所での具体的な活動や支援方法などの研修や訓練を行うなどしながら、必要な支援が円滑で迅速かつ的確に行われるよう、官民協働で積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、自殺対策の取組についてであります。

自殺に至る背景には、健康問題や、経済、生活の問題など、様々な課題が複雑に関係をしております。自殺対策は社会全体で取り組まなければならない課題であると認識をしております。

道では、これまで、日々の生活の中で悩んでおられる方々に寄り添い、孤独や孤立を防ぐゲートキーパーを養成する市町村に対し支援いたしますとともに、精神保健福祉センターにおいて、遺族の方々のための交流会等を開催するほか、令和元年度から3か年にわたり、モデル地域において、自殺防止に向けた関係機関のネットワークづくり等に対する技術的な支援を行い、その成果を他の地域へ広めるなど、自殺予防のための体制構築や人材育成をはじめとした様々な対策を複合的に進めてきたところでございます。

また、来年度から、既存の電話相談、対面相談に加えまして、新たにSNSを活用した相談体制を構築するなど、自殺対策を強化して、道民の皆様の大切な命を守り、地域共生の社会づくりを進めてまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 保健福祉部長三瓶徹君。

○保健福祉部長三瓶徹君（登壇）感染症対策に係る医育大学等との連携に関し、専門機関との連携についてでございますが、道では、これまでも、新型コロナウイルス感染症対策に当たりまして、科学的な知見に基づき、感染症対策を推進していく観点から、札幌医科大学などの専門家を

はじめ、新型コロナウイルス感染症対策専門会議等からの御助言もいただきながら、具体的な施策形成を進めてきたところでございます。

今後は、この感染症と対峙していくことに加えまして、新たに出現する新興感染症や再興感染症に関する情報収集、分析などを行うため、衛生研究所の感染症センターに健康危機管理部を新設いたしまして、札幌医科大学の協力のもと、より機動的かつ専門技術的な機能を高めていくとともに、道と衛生研究所、札幌医科大学などの専門機関が一体となりまして、感染症対策に関する施策の推進に全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 建設部長小林敏克君。

○建設部長小林敏克君（登壇）除雪車の自動運転化に関し、除雪の効率化についてでございますが、除雪オペレーターの高齢化や担い手不足から、除雪作業のさらなる効率化が必要とされる中、開発局におきましては、これまで、冬期間は通行止めとなる知床峠におきまして、一般車両とは分離して行っていた除雪作業の自動化の実証実験を、今年度は一般車両も走行する狩勝峠において実施したほか、NEXCO東日本におきましては、夕張インターチェンジ内のテストフィールドにおきまして、除雪車の自動走行を試験的に行ったところでございます。

道といたしましては、引き続き、除雪作業の省力化に取り組む産官学民のプラットフォームに参画いたしまして、情報の共有化を図るとともに、昨年度より小樽市や岩見沢市などで取り組んでおりますカメラなど、安全確認の補助装置を搭載した除雪車による1名乗車の試験走行などの結果の検証を行いまして、ICTを活用した除雪の効率化につきまして取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 環境生活部長築地原康志君。

○環境生活部長築地原康志君（登壇）水道施設の老朽化に関し、初めに、断水事故の復旧体制などについてでございますが、道内の多くの水道事業者は、全国の水道事業者などで組織をする日本水道協会北海道地方支部と、災害や断水時の事業者相互の応援協定を締結いたしております。

今回の美唄市の断水事故では、この協定に基づき、札幌市や岩見沢市など、10の市の水道事業者から、応急給水や応急復旧のための職員の派遣や資材の提供のほか、赤水対策に係る技術的助言などの支援が行われ、美唄市が応援協定を締結している市内の管工事組合からも、取水に必要なポンプなどの資材確保や復旧作業への応援などが行われました。

一方、道では、水道事業の指導監督及び水源の管理者として、日本水道協会との連絡調整のほか、現地や市の対策本部に職員を派遣し、被害状況の把握を行いますとともに、取水のための応急復旧工事に必要な土のうの提供や技術的助言を行うなど、早期の断水解消に向けた協力や支援を行いました。

次に、桂沢ダム水系からの給水についてでございますが、美唄市内には、美唄ダムを水源とする給水区域と桂沢ダムを水源とする給水区域がございまして、二つの給水区域には連結する管路がありますが、美唄ダム水系からの給水が開始されて以降、管路を仕切る弁により、それぞれの

水系ごとに給水区域が隔てられております。

道といたしましても、断水発生時から、桂沢ダム水系からの給水について美唄市に助言を行いました。市から、過去に試験的にこの弁を開け通水した際、水道管の逆流によるものと考えられる赤水が両区域で発生したことを踏まえ、赤水の発生が市内全域に拡大することを防止するため、桂沢ダム水系からの給水を見合わせる意向であることを確認、了承したところでございまして、早期の復旧に向けましては、美唄ダム水源を生かす方策が取られたところでございます。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 教育長小玉俊宏君。

○教育長小玉俊宏君（登壇） 荒当議員の御質問にお答えいたします。

初めに、産業教育の振興に関しまして、専門高校の在り方についてであります。技術革新やグローバル化の進展など、社会が急激に変化する中、地域の持続的な成長を支える最先端の職業人の育成を担っていくためには、産業界と高等学校とが一体となり、社会に開かれた教育課程を推進していくことが重要と考えます。

このため、道教委では、専門高校の生徒が、大学や研究機関、企業等の施設設備を活用した実習や、大学から人材派遣を受け、最先端の知識や技術を習得するといった実践的な職業教育に取り組んでおります。

今後は、デジタル社会の急速な進展にも対応できるよう、3D-CADシステムや最新の金属加工技術を備えたマシニングセンターなど、最先端の産業教育装置を備えたスマート専門高校の実現を目指すとともに、専門高校等が、道内の産業界はもとより、国の機関とも包括連携協定を締結し、学びの場を学校外にも確保するなど、先端技術の知識とスキルを磨く職業人材を育成するシステムの構築に向けた先進的な職業教育を推進してまいります。

次に、特別支援学校での職業教育の充実についてであります。情報技術の進展やコロナ禍の影響により、ICTを活用した在宅就労などの就労環境が急激に変化している中、肢体不自由などの障がいのある生徒たちにとっても、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方へ対応した就労支援や環境の整備が重要であると認識しております。

このため、道教委では、民間企業等と連携をし、ICTを活用した教員の指導力の向上を図るとともに、障がいのある生徒が、社会の情報化に対応した情報活用能力などを身につけ、ウェブマーケティングなど、多様な職種への就労が促進されるよう、ICT教育環境の整備に取り組んでまいります。

最後に、道立近代美術館の施設整備についてであります。近代美術館は、本道の美術の振興を図ることを目的に、地域性と国際性を視座にコレクションを充実し、多彩な展覧会を開催するとともに、ロビーコンサートや道民参加によるワークショップなどに取り組んでいるところであります。昭和52年の開館から、今年で44年が経過し、施設設備の老朽化が著しくなっているほか、収蔵環境やスペースの狭隘化など、数多くの課題がございまして。

一方、近年の公立美術館は、これまでの美術作品の収集、保管や、展覧会の開催、社会教育施

設としての教育普及活動を担う役割にとどまらず、多くの住民が、芸術を通して様々な体験をし、互いに交流をする場としての機能やインバウンドを意識し、他の施設とも連携した文化観光の拠点とするなど、多様なニーズへの対応も求められております。

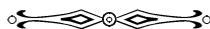
こうしたことから、道教委といたしましては、近代美術館が新たな機能を備え、道民はもとより、国内外から訪れる方々を魅了する美術館となるよう、官民連携の方法など、様々な視点から施設整備などの検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 荒当聖吾君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時27分休憩



午後1時2分開議

○副議長高橋亨君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

道見泰憲さん。

○44番道見泰憲君（登壇・拍手）（発言する者あり）それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

最初に、エネルギー循環型社会システムの実現が急がれる視点から、この質問をさせていただきます。

道は、昨年3月に、2050年までにゼロカーボン北海道の実現を宣言し、さらに、2030年に目指す姿を具体化させています。それが、次期省エネ・新エネ促進行動計画の策定であります。

新エネルギー導入の加速化については、前知事の段階から取り組まれてきたものであり、それらを一層推進させていくための道程を明らかにしているものと承知しております。

私は、これまで、一般質問等の機会を通じて提案してきたところではありますが、国や道が目指す姿に同意はできませんが、その手段としての政策、施策が不十分であることを議論させていただいてまいりました。

私は、この5年間、日本中を回り、多くの事業者さんや農家さんなどから、様々な新エネルギーの活用の要望を聞き取ってきましたが、新エネルギー導入の加速化が進まない根本的な課題を痛感するに至っております。

そこで、今回は、次期省エネ・新エネ促進行動計画の策定が進むこのタイミングで、知事に質問をさせていただきます。

道は、この行動計画で、目指す姿の実現へ向けた三つの挑戦を明らかにしております。それぞれについて課題を明らかにし、達成に必要な行政の取組に加えていただけるように要請をさせていただきます。

まず、多様な地産地消の展開について伺います。

エネルギーの多様性や循環型社会システムの構築を生かすためには、その地域でのマイクログリッド技術を確立することが必要であります。それは、域内経済の自立と強化に直結いたします。

また、道内に限らず、系統接続の脆弱性によって不自由を極めている事業環境を改善していくためには、系統インフラの整備も欠かせませんが、マイクログリッドの実現による地産地消のエネルギー環境を整えることのほうが、自然災害等による非常時電源確保の実態に即したものとなり得るのです。

広範な送配電線網におけるデメリットを目の前に突きつけられたのが、2018年の北海道胆振東部地震によるブラックアウトの経験だったのではないのでしょうか。

これまでに何度も主張をしてきておりますが、非常時電源の確保に躍起になるよりも、マイクログリッドの実現によって事業環境整備を推進することのほうが理にかなっていることに、議論の余地はありません。

道には、農業、観光業に続く、エネルギー産業を北海道の主力産業とするために、このたびの策定等において発想の転換が求められています。知事の見解を伺います。

次に、エネルギー基地・北海道の確立に向けた事業環境整備について伺います。

自然エネルギー源の賦存量が豊富な北海道では、様々な先進技術の取り込みと実証試験地としての体制整備、特区化を見込んだ政策展開が必要であります。しかも、道内のいずれかに集積すればよいものではなく、地域の特性を生かし、かつ、地元産業の課題解決をセットにしながら、各所で実施されることが必要であると考えています。

これらを実現させる上で、厄介なポイントは、様々な規制や担当する知事部局が横断してしまう、民間事業者にとっての不自由なのであります。特に、新エネルギー事業にとっては、経済部と農政部、水産林務部、時に環境生活部など、登場部署や人物が多過ぎます。既に、産業界にとっては常識である法律や条例、規制や規則も、産業界をまたぐことになる新技術の実証のためには障害でしかないことが多々見受けられるのです。

よって、様々な先進技術の取り込みと実証試験地としての体制整備、北海道の特区化を実現させることで、それらの障害を調整することができるようになります。

実証地はそれぞれであるべきですが、調整機関は集積させることが可能です。道の役割は、調整機関と民間事業者が取り組む事業の実現へ向けたバックアップなのであり、既に存在する規制の適応に腐心することではないのです。

道には、農業、観光業に続く、エネルギー産業を北海道の主力産業とするために、このたびの策定等において、ここにも発想の転換が求められています。知事の見解を伺います。

次に、省エネ促進、新エネの開発の導入と一体となった環境関連産業の振興について伺います。

言うまでもなく、広大な北海道においては、その地域や根づいている産業の特性を生かした展開を欠かすことはできません。さらに、民間事業者のみならず、自治体や地域住民の理解と協力

は、定着と継続が必要なこの取組に不可欠なのであります。

特に、新エネルギーの世界では、日進月歩で技術開発が進んでいて、私たちの国や地域に提案され、採用されたとしても、製造、設置、稼働した段階では、さらなる新技術が生み出されていることは日常茶飯事なのが実態であります。

道は、広大な北海道であるからこそ、積極的に世界の新技術の取り込みに挑戦しやすい環境を整備して、民間事業者を支援していく必要があります。

環境関連産業の振興を実現させなければならないのであるならば、道として、民間事業者と協力しながら、新旧技術のデータベース化とその経過と結果、地域のニーズの把握を行い、マッチングや事業推進支援を行わなければならないと確信しています。

これまで、経済部では、自治体を取り組む北海道新エネルギー導入加速化基金をはじめとする関連施策を講じてきましたが、いずれも自治体ベースとなっていて、民間事業者にとっては使い勝手が悪く、技術の進歩に追いつくことができない状況となってしまうています。

道の支援とは、補助金ばかりなのではなく、部局を横断できるフレキシブルさと規制の突破なのであり、もはや道自身では気づきづらく、事業者等からの要請を受け付け、解決させていくことが望まれる支援となり得るのです。

道には、このような場を提供する必要があると考えていますが、農業、観光業に続く、エネルギー産業を北海道の主力産業とするために、このたびの策定等において、さらにここにも発想の転換が求められております。知事の見解を伺います。

次に、目指す姿の実現によるエネルギーの主力産業化について伺います。

このマイクログリッドの技術の導入は、系統接続の脆弱性によって不自由を極めている北海道にとって、飛躍的な新エネルギー導入の加速を実現させることにつながります。マイクログリッドの技術のほとんどは、該当する地域内の電流と電圧を制御する技術と言っても過言ではありません。

現在では、北海道電力が道内を地域ごとに制御している状態ですが、その地域を独立させて制御することができるならば、道内のいずれの地域でも、系統接続をすることが可能になると承知しております。

さらに、FITによる売電は設備資金の償却に大きく貢献する制度となっていますが、たとえFIT制度を利用しなくとも、その地域で長期間にわたって売電できるマイクログリッド方式であれば、道内で販売される電気料金並みの価格を実現することも可能であります。

まさしく地産地消であり、地域に根差した産業との連携が可能であり、域内経済の強化に直結させることができる目指す姿の実現が、そこにはあるのです。

さらに、売熱を組み合わせることによって、発電のみであれば、投入したエネルギーの3割弱しか電気に変換することはできませんが、排熱とされていた6割程度の熱と二酸化炭素を有効利用することで売電価格を低減させれば、循環型社会システムの充実を成し得ることが可能であります。

現在、系統接続ができない道内のほとんどの地域では、結果として、新エネルギーを発熱として利用することしかできていないありさまであります。あまりに非効率なのであります。

これら北海道の系統接続の充実を待たずして推進できる技術がマイクログリッドということだと確信しております。

道こそが、率先してマイクログリッド技術の確立にかじを切るべきであります。それらを確立させた上で、エネルギーの主力産業化を実現させるべきと考えます。

道には、農業、観光業に続く、エネルギー産業を北海道の主力産業とするために、このたびの策定等において、またもや、ここにも発想の転換が求められています。知事の見解を伺います。

最後に、国内の地域新電力の取組について伺います。

マイクログリッド技術による国内における地域新電力の取組については、地方自治体が主体となった地域P P Sが、現在、国内に30か所程度も立ち上がっていて、検討されている自治体に至っては86か所であると報じられております。国の意向を踏まえると、全国で100か所ほどの地域P P S事業が立ち上がる見込みと承知をしております。

この地域P P Sは、新エネルギーの導入を加速させるばかりか、電気料金等として地域外に流出している富の一部を地域内にとどめるためのダム機能となるべく設立され、得られる利益相当分は、地域振興はもとより、人口減少対策など、広域的な事業に還元させていくことが可能です。

官と民の中間のポジションを取りながら、その時々合った地域課題に柔軟、かつ、民間ならではのスピード感を持った取組を推進させていくことができるとされています。

これらは既に導入されている技術であり、自然エネルギー源の宝庫であることをうたってきた私たち北海道にとっては、これまで実現できていないことが滑稽にさえ映るありさまだと考えています。

道は、地域内の新エネルギーを集約して、まずは地域に提供し、消費できるようにして、消費以上に生産された新エネルギーを域外にもたらすことによって富を獲得する取組を、知事と道が先頭に立って、導入しやすい環境を整えていく必要があると考えます。

知事、私たちは、既に待ったなしの状態に突入している人口減少やコロナ禍で痛み尽くされている地域経済の立て直しのために、即効性の高いエネルギー政策と施策を次々に投じていかなければならないのであります。

次期省エネ・新エネ促進行動計画の策定によって、目指す姿を示すことも必要ではありますが、これまで質問してきたように、概念的な構想にとどまるステップは、とうに過ぎているのではないのでしょうか。

次期省エネ・新エネ促進行動計画の策定と同時に、既に全国で散見されている具体の事例を積極的に取り込み、賦存する自然エネルギー源を最大限に活用した北海道ならではの新エネルギー事業の振興と、それに地域P P Sを組み合わせでの推進が欠かせないのです。

私たちは、エネルギー政策による北海道の活力の創出を実現させなければならないのです。知

事の決断を求めます。見解を伺います。

脱炭素社会の実現に向けては、どうしてもパラダイムシフトを変えていく必要があると考えています。言い換えるならば、既得権益にどのように横串を刺して組み替えていくかであり、それこそが行政の役割なのであり、それが何であるか、何を求められているのか、推進する上での不自由を明らかにし、解決していくことが重要なポイントとなるに違いありません。しかも、それらの場の提供にコストがかかるものではないのです。

しかし、その働きかけは、残念ながら、既得権者側からは出てくることはありません。これは、ゼロカーボン宣言を果たした鈴木知事だからこそ取り組むことのできる政策であるに違いありません。

このエネルギーの主力産業化は、北海道にとっても、その地域にとっても、決して避けることのできない人口減少に立ち向かう大きな原動力となり得ます。

知事には、広域で系統連系が脆弱な北海道だからこそ、日進月歩で進む発熱電技術開発に後れを取ることなく、マイクログリッド技術による循環型社会システムによる域内経済の底上げを実現させることのできる政策、施策に仕上げ、素早く講じていただけるよう強く要請し、この質問を終わります。

次に、道の海外事務所等について伺います。

道は、現在、海外事務所を4か所開設しているほか、職員を派遣している在外公館やジェットロ、道内金融機関の海外拠点も5か所あり、これらに9名の道職員と2名の民間派遣者、7名の現地事業スタッフを配置していると承知しております。

これらの海外事務所と駐在所を最前線として、道内経済や地域経済の活性化を図るため、世界の中の北海道として、道が中長期的に進むべき将来の方向性を目指す姿として明らかにし、道内の行政、企業、団体、道民の皆様と協力、共有しながら、世界の活力を取り込んでいかなければなりません。

特に、昨年から新型コロナウイルス感染症との闘いに苦しむ私たちは、インバウンドを取り込んだ観光産業の展開の見直しを強いられ、改めて、国内、道内の観光客の重要性を思い知ることになったと承知しております。

しかし、引き続き海外からの観光客の取り込みなど、観光業のみならず、道内産品の輸出をもくろむ私たちが、人口減少に伴う経済規模の縮小が避けられない北海道にとって、海外、特に人口急増に伴い経済発展を続けるアジア各国の消費力に期待を寄せることは、避けることができない流れであると考えています。

その最前線として活躍が期待される海外事務所と駐在所については、これまで、様々に議論されてきたことを承知はしております。それらを踏まえた上で、以下に伺ってまいります。

最初に、海外事務所と駐在所の現状について伺います。

世界が新型コロナウイルス感染症と闘う今日現在、海外事務所と駐在所には、道職員や駐在所スタッフがどのように配置され、どのような活動を行っているのか、現在の活動内容とともに、

予算の執行状況を伺います。

次に、コロナ禍における役割について伺います。

昨年来、世界が闘ってきた新型コロナウイルス感染症ですが、さなかにあっても、道内経済や地域社会の活性化を図るため、世界の中の北海道として、海外事務所と駐在所が担う役割は変わっておりません。むしろ、ピンチはチャンスと唱える知事にとっては、このタイミングから立て直しをもくろみ、コロナ収束後に備えて、コロナ禍における戦略を整えておく必要があると考えております。

最近の報道によると、世界ではワクチン接種が進んでいて、ウイズコロナの状況にある私たちにとってのコロナ克服は、もう目の前のことなのかもしれません。そうであってほしいとさえ願っております。

だとすると、世界の中の北海道として、海外戦略の立て直しをこの段階で打ち出す必要に迫られていて、その最前線である道の海外事務所等の役割について、知事の見解と展望を伺います。

次に、コロナ収束後の施策の展開について伺います。

コロナ収束後と言っても、新型コロナウイルス感染症の根絶はできないものと承知をしておりますし、感染症との闘いが人類の歴史であると言っても過言ではないことを知った私たちにとっては、海外戦略をどのように描いていくかが問われているのだと考えております。

先ほど申し上げたように、感染症の流行いかににかかわらず、世界の活力を取り込まなければならない北海道にとって、海外事務所と駐在所の役割については、臨機応変に戦術を組み直さなければならない施策であると考えられます。

私は、そろそろコロナ収束後の海外戦略について準備を整えなければならない時期であると考えますし、その検討にあっては、コロナ以前の体制に戻すことが大切なのではなく、より積極的な展開が必要であると考え一人であります。

世界が萎縮したこの災禍に、共に縮むのではなく、世界をリードする北海道であるための政策や施策を展開することによって、世界の消費を取り込むことのできる体制を、その最前線である海外事務所と駐在所に担っていただくことのできる体制をしいていただきたいと考えております。

人員のみならず、予算面に至るまで強化させる必要があります。

知事には、海外事務所について、新たな目標設定とともに、人員配置や予算設定を充実するなど、積極的な施策展開を求めます。知事の見解を伺います。

以上で私からの質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）（発言する者あり）

○副議長高橋亨君 知事鈴木直道さん。

○知事鈴木直道君（登壇）道見議員の質問にお答えをいたします。

最初に、エネルギー政策に関し、まず、マイクログリッドについてであります。道は、次期省エネルギー・新エネルギー促進行動計画において、様々な新エネルギー等を活用し、地域単位

でエネルギーの需給を管理し、活用する、需給一体型の分散型エネルギーシステムの構築や展開を促進することとしております。

システムの構築に当たっては、災害時を含めた電力の安定的な確保とともに、これまで域外に流出していた資金を地域内で循環させ、経済の活性化につなげていくことが重要であると認識をしております。

このため、道としては、取組を進める上で課題となっている、電力の制御技術の高度化や発電設備の立地手続の迅速化などについて、国に対応を要望いたしますほか、地域におけるマイクログリッドのモデル形成に向けて計画づくりを支援し、その成果を全道に普及するなど、地域における多様な地産地消の取組を促進してまいりたいと考えております。

次に、エネルギー関連プロジェクトの誘致などについてであります。次期行動計画においては、本道の豊かな新エネルギー資源を最大限活用し、道内はもとより、全国に電力を供給し、地域経済の好循環に結びつけていくため、エネルギー基地・北海道の確立に向けた取組を進めることとしております。

このため、道では、本道の特性を生かした風力発電や水素関連などの大規模新エネルギー開発プロジェクト、国や企業などの実証事業の誘致、受入れを進め、道内企業に先端技術を普及していくとともに、実証事業に必要な制度面の課題を解消するため、国に対し、規制の緩和を提案、要望してまいります。

また、新たに新エネルギー導入に関するワンストップ窓口を設置し、庁内の関係部局が連携をして、課題や要望に対応する体制を強化してまいります。

次に、環境関連産業の振興についてであります。環境関連産業は、従来の省エネルギー・新エネルギー設備に加え、地域マイクログリッドの構築に資するデジタル制御技術といった先端技術の開発などにより、今後の市場の拡大が期待される産業であります。

省エネや新エネの開発導入と、国内外からの投資や道内企業の参入などによる環境関連産業の振興を一体的に推進し、地域経済の好循環につなげていくことが重要であると認識をしております。

このため、道としては、省エネや新エネに関連する企業の投資や立地を促すほか、道総研などとも連携をし、新たに企業や自治体が抱える新エネ導入に関する課題や要望に対応するワンストップ窓口を設置し、道内各地における新エネを利用した取組の状況に加え、技術相談や支援制度などに関する情報提供を行い、事業化につなげてまいります。

また、環境関連事業に取り組む企業に対し、構想段階から技術開発、販路の拡大まで、総合的に支援するなどして、企業の皆様の声に耳を傾けながら、環境関連産業の振興に取り組んでまいります。

次に、地域における新エネルギーの活用についてであります。道では、新エネ導入加速化基金などを活用し、市町村が実施するエネルギー地産地消の先駆的なモデルとなる取組への支援に取り組んできたところでございます。

このうち、稚内市や上士幌町では、地域新電力会社を設立し、地域資源を活用した電力を地域内に供給することで、雇用創出などを図る取組が進められております。

道としては、引き続き、こうしたエネルギー地産地消の先駆的なモデルとなる取組を支援するほか、取組から得られたノウハウのコーディネーター派遣による普及などを通じて、他の地域での課題解決につなげますとともに、来年度、新たに、関係部局が連携をしながら、地域が主体となって取り組む新エネ導入の掘り起こしを行うなどして、エネルギーの地産地消の取組を全道に広げ、地域経済の好循環を実現してまいります。

最後に、道の海外事務所等の今後の取組についてであります。本道経済の発展に向けては、感染症の終息後も見据え、道産品の海外販路拡大や外国人観光客の誘致、海外からの投資受入れなどを促進し、海外の成長力を取り込むことが求められており、その最前線で活動する道の海外事務所等の役割は大変重要であると考えております。

このため、道としては、輸出拡大やインバウンドの再獲得に向け、本道の食や観光などの魅力発信に加え、道産品を扱う海外ECサイトの紹介のほか、北海道に関心のある現地企業の発掘と貿易や投資の商談の仲介など、海外事務所等の独自の施策を積極的に展開いたしますとともに、多くの海外拠点を持つジェットロや金融機関との連携を一層強化し、現地でのノウハウやネットワークを互いに活用しながら、成長が見込まれるアジアや欧米などの国や地域において新たな市場や需要の開拓に取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○副議長高橋亨君 経済部長山岡庸邦さん。

○経済部長山岡庸邦君（登壇）初めに、エネルギー政策に関し、新エネルギーの活用に向けた技術開発等についてであります。マイクログリッドを含む需給一体型エネルギーシステムの構築に向けては、地域特性に応じた新エネを活用した発電や、それに伴う熱の有効利用はもとより、デジタル技術を活用して電力の需要と供給を双方向で調整するといった新たな技術の開発や、太陽光発電や蓄電池などの分散型エネルギーリソースの家庭や事業所への導入促進が必要です。

このため、道総研では、木質バイオマスや温泉熱など、未利用資源を活用したエネルギーの地産地消に関する技術開発や利用モデルの構築などに取り組んでおりますほか、道といたしましても、環境関連産業への参入を希望する企業の技術開発を支援しますとともに、来年度、新たに、家庭や事業所に向け、分散型エネルギーリソースの導入メリットを調査、PRすることとしており、地域特性に応じた需給一体型エネルギーシステムの構築と展開を促進してまいります。

次に、道の海外事務所等に関し、その活動状況についてであります。海外事務所等の職員は、これまで、派遣先の国や地域の感染状況等を踏まえて、昨年2月から4月にかけて帰国し、現地の事業スタッフと連携しながら道内で活動を続け、外国人の入国禁止措置の解除後、6月から、順次、駐在地に渡航し、現地での活動を再開してきたところです。

現在、海外事務所等では、感染症の拡大により、現地での移動やイベント等の開催に制約があ

る中、道内の観光地からのライブ配信や、小売店、飲食店と連携したフェアの開催など、北海道への関心を高める事業を実施しておりますほか、現地バイヤーと道内企業の仲介や、渡航できない企業に代わって商談会で商品説明を行うなど、本道の魅力発信や道産品の販路開拓に取り組んでおり、事務所運営費予算は、旅費を除き、おおむね執行予定となっているところでございます。

最後に、海外事務所等の役割についてであります。海外との経済交流の促進に向け、道では、重点とする地域に職員が駐在し、行政機関や企業との人脈形成、現地情報の収集、事業活動へのサポートといった、駐在ならではの役割を果たしており、海外との往来が困難な状況にある中、その必要性は一層高まっていると認識しております。

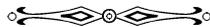
現在、情報通信技術を用いたコミュニケーションが急速に普及しているといった変化も踏まえ、道といたしましては、こうした技術を積極的に活用し、これまでは、対面を前提に、困難であった案件についても、人脈を提供し、言語や商習慣の違いをサポートしているところであり、これまで以上に海外事務所等が海外と道内各地の中継点となり、新たな経済交流の促進につながりますよう、取組を進めてまいります。

以上でございます。

○副議長高橋亨君 道見泰憲さんの質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午後1時34分休憩



午後1時36分開議

○副議長高橋亨君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

壬生勝則さん。

○21番壬生勝則君（登壇・拍手）（発言する者あり）それでは、通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。

初めに、保健所及び衛生研究所に勤務する臨床検査技師職員に係る処遇の改善について伺います。

新型コロナウイルスが道内で確認されてから1年余りが経過をしました。

この間、道内の各保健所や衛生研究所に勤務する臨床検査技師の皆さんは、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うPCR検査や関連する業務量が増大する中、日々、懸命に業務に当たっておられます。

現在、道は、国に準じ、新型コロナウイルス感染症患者と接触するなどの、感染リスクが高く、厳しい勤務状態で、平常時には想定されない業務に従事した職員に対しては、いわゆる特殊勤務手当である防疫救済作業手当を、特例として、業務内容に応じ、1日当たり3000円から4000円を支給しているところでありますが、この支給対象職種には、保健所や衛生研究所に勤務する

臨床検査技師に係る職員は支給対象となっております。

この間、我が会派は、総務委員会においても、支給対象となることを含めた処遇の改善を指摘してまいりましたが、道からの答弁は、国の取扱いなども注視をしながら、適時適切に対応してまいるとの答弁でありました。

現場の第一線で大変な苦勞を強いられる保健所や衛生研究所で勤務している臨床検査技師職員の皆さんの労に報いるためにも、国の動向を注視するだけではなくて、道独自の措置や防疫救治作業手当を含めた処遇の改善などの早急な対応が必要であると考えますが、知事の所見を伺います。

次に、保健所組織機構の強化について伺います。

先ほども申し上げましたとおり、全道の各保健所では、通常業務に加えて、新型コロナウイルス感染症に関する幅広く、かつ、膨大な業務量を抱えておりまして、所属職員の皆さんは、疲弊した状態が現在も続いております。

保健所の負担軽減については、道として、これまで対応を行ってきたと認識しておりますが、新型コロナウイルス感染症への対応が長期化をし、また、終息をなかなか見通せない中で、最前線で本感染症と闘う保健所職員の努力も限界に来ておりまして、保健所体制を一層強化する必要があるものと考えますが、今後の体制強化をどのように行っていくのか、所見を伺います。

次に、福島第一原発事故で発生した汚染処理水の海洋放出について伺います。

本年2月、政府は、有識者による小委員会の提言を基に、汚染処理水の海洋放出を軸に検討するとし、菅総理も適切な時期に決めると示しております。

一方で、原発事故の被害が多かった岩手、宮城、福島の3県の42市町村長を対象としたアンケートにおいて、放射性物質であるトリチウムを含んだ汚染処理水の海洋放出案について、実に88%に当たる37首長が、風評被害に対し、強い懸念を持っているということが分かりました。

汚染処理水の海洋放出については、この間、全国漁業協同組合連合会などで、反対するという意思が示されておりまして、今回のアンケートを実施した3県はもとより、この問題は、国内のみならず、国際的にも極めて大きな問題であると考えております。

北海道も海域でつながっているわけでありまして、決して対岸の火事というような傍観者的立場ではなく、しっかりとこの課題に関わっていかなければならないものと考えますが、全国知事会などでの議論経過なども含めて、これまでの経過を伺うとともに、道として、この問題に対し、今後どのような姿勢を示していき、また、どのような取組を行っていくのか、知事の所見を伺います。

次に、今後のベースロード電源の在り方について伺います。

北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画に係る再生可能エネルギー等の推進については、現在、ベースロード電源は、発電コストが低廉で安定的に発電することができ、昼夜を問わず継続的に稼働できる電源としている中で、原子力発電も含まれておりますが、果たして低廉で安定的と言えるのか、私は大きな疑問が残ると感じております。

福島県では、今でも線量が多く、帰還困難区域として指定されている周辺7町村で、2万人以上の方々が、10年をたった今でも自宅に戻れないというような状態が続いております。

東日本大震災発生時に証明されたように、一たび事故が起きてしまえば、長期にわたり電源供給が滞る、また、放射能の流出など、少なくとも、安定的で昼夜を問わず継続的に稼働できるという条件からは外れるでしょうし、むしろ、安全性においては極めて重大なリスクがあることも露呈をされたわけであります。

2050年に向けて、省エネルギー、新エネルギーともに新たな技術の進歩により、現在よりも優れたエネルギーが開発される可能性は今後大いに期待されるところでございます。

現在の原子力発電よりも発電コストが低廉で安定的に発電することができ、継続的に稼働できる電源という要件を満たすような、ベースロード電源としてふさわしい新たなエネルギーが今後開発された場合は、大きなリスクを持つ原子力発電はベースロード電源に含まれるべきではないと考えますが、道として、将来的なベースロード電源の在り方についてどのようにお考えか、知事の所見を伺います。

次に、経済と雇用について2点伺います。

初めに、製造業の衰退と地域への影響について伺いますが、現在、道内各地で、工場の閉鎖や規模縮小が各企業側から示されております。

私の地元にあります日本製紙釧路工場では、これまで行っている紙生産を終了し、発電業務や跡地管理などを担う新会社を設立することを決め、現在500人程度いる従業員が、90人規模の雇用を確保される見通しとなっているものの、新会社は、日本製紙本体と比べて、やはり、待遇面で差がつくこと、そして、主力の石炭火力発電は多くの二酸化炭素を排出するとして、世界的に逆風が吹く中で、従業員の皆さんの中からは、いつまで事業が続くか分からない新会社に行く人はいるのかという声も漏れ聞いております。

また、王子エフテックス江別工場も同様に、業種の変更などにより、現在約300人いる従業員が、90人程度とされていると承知をしております。

さらには、夕張市では、マルハニチロ夕張工場の閉鎖、そして、夕張リゾートの廃業に加えまして、シチズンの子会社の希望退職者の募集などにより、観光や雇用といった地域経済の不安が懸念をされています。

こうした中、夕張市職員におきましては、毎年、自己都合による退職者が発生をして、新規採用者も困難な中、財政再生計画終了まであと9年を切るというところで、行政継承にも不安を生じている現状であると承知しております。

これまで、夕張市において地域を支えてきた企業の撤退や規模の縮小は、関連する多くの企業や家族に多大な影響を及ぼすとともに、人口減少に直結をいたします。

かつて、夕張市長であり、地方創生に当たられてきた鈴木知事は、現在の道内企業の撤退や事業の縮小の動きが増加している本当に厳しい状況の中で、このたびの新年度予算案からは、何か意気込みのようなものがいま一つ伝わってきません。

事業所の閉鎖や規模縮小により、さらに人口減少の進行が懸念をされる中、地域や行政を支えるため、今後どのように対処していくのか、伺うとともに、釧路市をはじめ、道内各地で進む工場の閉鎖や規模縮小などの課題にどのように対処するのか、知事の所見を伺います。

次に、コロナ禍における道内への企業誘致について伺います。

新型コロナウイルス感染症の発生、拡大をきっかけに、首都圏に本社を置く企業が、地方に機能を移す動きが広がっていると承知しております。

昨年は、首都圏の大手の人材派遣会社が本社機能を他県に移すことを決定して、今年に入ってから、首都圏にある大手芸能プロダクションが他県に機能移転を計画するなど、今後も、首都圏に本社機能を置く企業が地方への本社機能移転を行う動きが広がりつつあり、コロナ禍でテレワークなどのリモート業務が進む中、当初は、社内の会議や打合せなど、基本業務のみだったものが、現在では、外部との打合せに加えて、商談もリモートで行う企業が増えております。

企業本社が集中する首都圏に在住していなくても業務が行えることになったことにより、例えば、今年に入り、他県への移転を計画している大手企業は、現在、都内の高層ビル内に本社事務所を賃貸で借りているわけですが、その月々の家賃は5000万円近くに及ぶと伺います。

しかし、他県への機能移転をすることにより、大幅に削減することができ、さらには、社員の通勤手当や勤務地手当なども削減が可能となるということです。

つまり、首都圏にある本社機能を地方に移転することで、企業にとって、大幅なコスト削減が可能と判断する企業が増えつつあるということでもあります。

現在、首都圏から北海道へ本社機能を移転する企業はまだまだ少ないものの、感染リスクに密接に影響する人口密度が、北海道は首都圏に比べて極めて低い、まさにコロナと共生していくという上では優れた特性を持つ地域でありまして、積極的な道内への誘致活動を展開すべきと考えますが、これらの状況をどのように受け止め、また、具体的に、今後どのように誘致活動を展開していけるのか、知事の所見を伺います。

次に、林業労働者の確保について伺います。

本道の森林づくりを担う林業労働者は、全体としてほぼ横ばいで推移をしているものの、植栽や下刈りなどの造林の分野では減少が続いています。

森林資源の循環利用を将来にわたり着実に進めていくためには、緑の雇用事業や緑の青年就業準備給付金事業などによる新規就業者の育成確保、令和2年4月に開校した道立北の森づくり専門学院における担い手育成など、若年層を中心に、林業従事者を増やす対策が重要であります。

道全体で少子・高齢化や人口減少が進む一方で、新型コロナウイルス感染症の終息もなかなか見通せない中で、都市部から地方への移住に関心が高まっていることなども踏まえる必要があると考えますが、今後どのように担い手対策を進めていくのか、所見を伺います。

最後に、教育課題について、2点伺います。

初めに、新型コロナウイルス感染症への感染不安を理由に登校しない児童生徒への対応について伺います。

教育長は、全道の各道立学校に対しまして、3月1日付で、新型コロナウイルス感染症への感染不安を理由に登校しない児童生徒への配慮についてというものを通知しておりますが、各家庭ごとに様々な事情があるものの、同感染症関係で不安を感じ、出席停止者が、現在も全道各地の学校において複数おられると承知しております。

初めに、調査を実施してから直近までの出席停止者数の推移を伺うとともに、その要因と、今後どのような対策を行っていくのか、教育長に所見を伺います。

次に、夜間中学について伺います。

2016年、教育機会確保法に基づき、文部科学省は、2024年までに、全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学の設置を目指すとしました。

2022年4月、道内初となる公立夜間中学校が札幌市に開校します。公立夜間中学の在り方検討委員会において議論が進んでいると承知をしておりますが、開校が1年と迫る中、現在の進捗状況について伺います。

また、札幌市以外に住まわれる札幌圏の希望者も、現在確認していると承知をしております。

札幌周辺からの入学希望者に対する受入れや受入れ時に生じる課題、あわせて、私の地元でもあります釧路市にも自主夜間中学がありますが、札幌圏以外の夜間中学設置に向け、道教委は、今後どのように取り組まれていくのか、教育長の所見を伺います。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長高橋亨君 知事鈴木直道さん。

○知事鈴木直道君（登壇） 壬生議員の質問にお答えをいたします。

最初に、福島第一原発の処理水についてであります。道では、処理水の処分が行われる場合、風評が全国、海外に波及し、道内の農林水産業や食関連産業にも影響が及ぶことが懸念をされることから、国に対し、昨年5月、安全性の確保を大前提に、農林漁業者はもとより、広く国民の理解が得られるよう、慎重かつ十分な検討や丁寧で分かりやすい説明を求めましたほか、全国知事会などを通じて、トリチウムに関する正確な情報を内外へ広く発信するように求めてきたところでございます。

国においては、処理水の取扱い方針について、風評対策を含め、関係省庁においてさらに検討を深めるとともに、周辺自治体や消費者団体など、様々な方と意見交換を継続し、適切なタイミングで責任を持って結論を出すとしておりまして、道としては、引き続き、国の動向を注視しながら、必要に応じさらに要請を行うなど、適切に対応してまいります。

次に、大規模事業所の撤退に係る道の対応についてであります。製紙工場や食品工場など、大規模事業所の撤退は、経済や雇用、住民の方々の暮らしなど、地域全体に与える影響が大変大きいものと認識をしております。

道では、釧路市をはじめ、地元市町村や商工団体の皆様と連携をしながら、本社に対する撤退の再考や跡地の利活用といった要請や、離職を余儀なくされた方々に対する再就職の支援を行っておりますほか、地元取引先企業に対する新規販路の開拓支援など、緊急的な経済・雇用対策に

加え、人材の誘致をはじめとした地域活性化に資する各般の支援にも取り組んでいくこととしております。

財政再生団体である夕張市に対しては、こうした取組に加えまして、一日も早い財政再建と地域再生が図られるよう、地域づくり総合交付金の特例的取扱いを講じていきますほか、商工・観光分野の経験を有する職員を派遣するなど、今後とも、厳しい環境に直面をしている各地域に寄り添いながら、将来にわたり地元で安心して働き続けることができる地域の活力維持につなげてまいります。

その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○副議長高橋亨君 総務部長兼北方領土対策本部長平野正明さん。

○総務部長兼北方領土対策本部長平野正明君（登壇）臨床検査技師に关します特殊勤務手当等についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の感染リスクに直面した厳しい勤務環境の中で、医師や保健師をはじめとする多くの道職員が、診療や看護、宿泊療養施設での支援など、日々、患者の方々と接する業務に従事しており、こうした職員に対しましては、国家公務員の取扱いに準じ、防疫救治作業手当を増額し、支給しているところでございます。

また、PCR検査業務に従事しております臨床検査技師や研究職員の方々に关しましては、感染症の病原体を直接扱っているなど、その業務の危険性や困難性といった特殊性を考慮し、これまでも給料月額について加算措置を講じてきているところでございます。

道といたしましては、今後とも、新型コロナウイルス感染症から道民の方々の命や健康を守る業務に従事しております職員の手当などにつきましては、国の取扱いや他都府県の動向を注視するとともに、感染症を取り巻く情勢変化などを勘案しながら、適切に対応してまいる考えでございます。

以上でございます。

○副議長高橋亨君 保健福祉部長三瓶徹さん。

○保健福祉部長三瓶徹君（登壇）保健所組織機構の強化に关しまして、道立保健所の執行体制についてでございますが、道では、これまで、健康相談センターや患者搬送など、保健所業務の一部につきまして外部委託を進めるとともに、会計年度任用職員の採用や、本庁、振興局からの職員派遣によります業務応援体制の整備に加え、国が創設した潜在保健師等を登録する人材バンクを活用するなど、マンパワーを拡充しながら保健所機能の強化に努めてきたところでございます。

新年度の組織機構改正では、積極的疫学調査など、専門的な業務に従事する保健師の増員や、地域における感染拡大防止を推進する観点から、保健所設置市との連携強化を担う職員を新たに配置するなど、保健所機能の充実と執行体制の整備を図ることとしており、今後とも、保健所を中心に、振興局が一丸となって、本庁との緊密な連携のもと、道民の皆様の命と健康を守るため、道立保健所が地域の感染症危機管理の拠点としてその役割を十分発揮できますよう、保健所

機能の一層の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長高橋亨君 経済部長山岡庸邦さん。

○経済部長山岡庸邦君（登壇）初めに、ベースロード電源についてであります。電力は、暮らしと経済の基盤であり、安全性の確保を前提に、安定供給、経済効率性、環境への適合を基本的視点として、経済社会の変化にも柔軟に対応できるよう、様々な電源の特性が生かされた多様な構成とすることが重要と考えております。

道といたしましては、現在策定中の次期省エネルギー・新エネルギー促進行動計画において、2050年までのゼロカーボン北海道につながるよう、新エネルギーを最大限活用し、主力電源の一つとなるよう取り組んでまいります。

次に、コロナ禍における道内への企業誘致に関し、本社機能の移転に向けた取組についてありますが、本道では、これまで、自然災害リスクや人材確保といった視点から企業の立地が進んでおりましたが、今般の感染症の拡大により、リスク分散や新しい働き方といった多様な視点から地方に拠点を置く動きが広がっており、本道の優位性がさらに発揮できるものと考えております。

このため、道といたしましては、社会的距離が確保できる広大な土地を有し、感染防止対策を取りながら働くことができるポストコロナ時代に対応した本道の魅力を紹介するセミナーや展示会、企業訪問などを実施するとともに、企業立地補助金の活用を促すなど、本社機能の誘致に積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長高橋亨君 水産林務部長佐藤卓也さん。

○水産林務部長佐藤卓也君（登壇）森林づくりの担い手対策についてであります。恵まれた自然環境の中で営まれている本道の林業・木材産業は、人口が密集する首都圏などと比べ、コロナ禍における感染リスクが少なく、こうした強みを道内外に広く発信し、森林づくりの担い手の育成と確保につなげていくことが必要であります。

このため、道では、人材を幅広く確保できるよう、首都圏での移住・転職イベントや、SNS、ウェブなどを効果的に活用し、本道の広大な森林で展開される林業の魅力などを積極的に発信するとともに、全道各地で暮らしや仕事の体験ツアーなどを実施してまいります。

また、関係団体と連携し、就業後のキャリアアップに向けた研修を行いますほか、北森カレッジにおきまして、フィンランドの教育機関と連携し、先進的な教育プログラムの開発やICTを活用したスマート林業の実証を進めるなど、本道の林業・木材産業を支える担い手の育成と確保に取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長高橋亨君 教育長小玉俊宏さん。

○教育長小玉俊宏君（登壇）壬生議員の御質問にお答えいたします。

教育課題に関しまして、感染に不安を感じ、登校していない児童生徒についてであります。保護者から感染が不安で休ませたいという相談があり、校長が合理的な理由があると判断した場合には、欠席とはせず、出席停止として取扱うことが可能となっており、道教委では、道立学校と、札幌市を除く市町村立学校の児童生徒の約31万人を対象に、昨年9月から出席停止となった回数を把握しております。

9月には、小・中・高の合計で約900回、その後、11月に約4700回に増えてきたものの、1月は約2400回に減少しており、最も多い月でも対象となる児童生徒の約1.5%となっており、その休んでいる頻度や長さ、不安の要因は様々であるものと考えております。

道教委といたしましては、不安を感じやすい学年末、学年初めの時期を控えておりますので、学校ぐるみで感染防止に万全を期していることや、10代以下で重症化した事例は全国でも確認されていないことなどについて改めて丁寧に説明を行うとともに、不安を和らげるための相談対応やオンライン授業等の学習機会の提供など、子どもたちと保護者の気持ちに寄り添った適切な支援に取り組んでまいります。

次に、夜間中学についてであります。札幌市が設置する公立夜間中学につきましては、昨年12月に基本計画案を明らかにし、パブリックコメントを経て、今年度中に基本計画が策定されるものと承知しております。

計画案では、近隣市町村在住の方につきましても入学対象とすることが示されており、道教委といたしましては、市外からの受入れの際の費用負担の在り方などの課題につきまして、関係市町村との調整を担うなど、引き続き札幌市と連携して対応してまいります。

また、道教委では、昨年、夜間中学等に関する制度や実践事例等を取りまとめた資料を全市町村に配付したところであり、今後は、自主夜間中学が所在します自治体などと、地域の実情や通学希望の動向について意見交換を行いながら、様々な事情により義務教育を十分に受けることができなかつた方々などのニーズに即した教育機会が確保されるよう努めてまいります。

以上でございます。

○副議長高橋亨君 壬生勝則さん。

○21番壬生勝則君（登壇・拍手）（発言する者あり）ただいま、るる答弁をいただきましたが、再質問と指摘をさせていただきたいと思っております。

まず、道立保健所、衛生研究所の臨床検査技師の処遇改善につきましては、PCR検査に従事する臨床検査技師や研究職員は、危険性や困難性といった特殊性を考慮し、給料月額について加算措置をしているとの答弁がございました。

加算措置は、恒常的にその業務の中で危険にさらされているための措置であると理解しております。

新型コロナウイルス感染症が発生以降、PCR検査時にさらなる危険性が高まるわけですから、防疫救治作業手当の措置や道独自の手当の措置など、引き続き検討していただくということを強く指摘させていただきます。

次に、保健所組織機構の強化についてであります。

道民の皆さんの命と健康を守る拠点として保健所組織機構の強化は極めて重要なことでもあります。しかし、その柱となる職員が疲弊しては、その職責を果たすことはできなくなります。

これまでも対策を講じていることと思いますが、新年度、組織機構改正の着実な実行によりまして、職員が少しでも働きやすい職場環境づくりのさらなる充実が図られるよう、強く指摘をさせていただきます。

次に、福島第一原発事故で発生した汚染処理水の海洋放出についてであります。

国が説明責任を果たすことは当然のことではありますが、道としても、本当に海洋放出が最もリスクが少ない処理方法なのか、ほかにもっと優れた処理方法がないのかということ、何度でも、繰り返し、国に対し、確認を求めるべきであると考えます。

先ほども申し上げたとおり、2011年の東日本大震災から10年がたちましたが、国内はもとより、世界中の人々が放射性物質に対し大きな関心を持っているということをいま一度強く認識していただいて、安易な手法で処理を行わせないということを国に対してしっかり主張していただくこと、こちらでも強く指摘をさせていただきます。

次に、今後のベースロード電源についてであります。

答弁の中で、新エネルギーを最大限活用し、主力電源の一つとなるよう取り組むとありましたが、新たなベースロード電源としてふさわしい要件を満たす新しいエネルギーが今後開発された場合は、現在の原子力発電はベースロード電源ではなくなると理解してよろしいですね。

そちらの部分、知事に、再度所見を伺いたいと思います。

次に、製造業の衰退と地域への影響についてであります。

こちらは、まだまだ予断を許さない状況が続いておりまして、まさにこれからが正念場であると思います。影響を受けている市町村の首長さんと今後もしっかりと連携を取り、適時適切に対応していただくことを強く指摘させていただきます。

次に、コロナ禍における道内への企業誘致についてであります。

北海道の地の利を生かした企業誘致を行うことは、知事が常日頃からおっしゃられている、まさにピンチをチャンスに当てはまるのではないのでしょうか。

新型コロナウイルス感染症の状況にもよりますが、これらの動きを好機と捉えるならば、首都圏企業などに知事自らがトップセールスを行うべきと考えますが、こちらのほうも、知事の所見を改めて伺いたいと思います。

次に、林業労働者の確保についてであります。

本道の林業の魅力を発信し続けることは、引き続き必要不可欠であります。コロナ禍において、北海道は、人口密度も低く、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが首都圏よりも低いということは明らかでありますから、このことを広く発信することはもとより、分かりやすい、北海道への移住をかき立てるような、周知内容の充実を求めてまいりたいと思います。

また、北森カレッジにつきましては、次世代の担い手育成という観点から極めて大きな役割を

持つ教育機関であります。林業における最新技術を教育内容などに速やかに反映するなど、常に林業に関する教育をリードする機関であるために、道としてしっかり対応することを強く指摘させていただきます。

最後に、夜間中学についてであります。

様々な理由によりまして義務教育を受けることができなかつた方、また、グローバル化によりまして、外国籍市民の学び場として、また、新たに学び直しを行う場として、夜間中学の設置は非常に期待が持てるものと考えております。

開校に向けて万全な体制でスタートするための準備を整えていただくとともに、課題や問題が生じた場合は、各市町村教委と連携を図りながら、その解消に向けて学びの場を確保していただくよう、こちらのほうも強く指摘をさせていただきます。

以上、私からの質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長高橋亨君 知事。

○知事鈴木直道君（登壇） 壬生議員の再質問にお答えをいたします。

最初に、ベースロード電源についてであります。道では、次期省エネルギー・新エネルギー促進行動計画に基づき、多様な地産地消の展開や洋上風力発電の開発、導入などによりまして、新エネルギーが主要なエネルギー源の一つとなるよう取り組んでまいります。

いずれにいたしましても、電力は、安全性の確保を前提に、安定供給、経済効率性、環境への適合を基本的視点として、変化にも柔軟に対応できるよう、多様な構成とすべきであると考えております。

次に、企業誘致の取組についてであります。道では、今年度も、生産拠点や本社機能、サテライトオフィスの誘致に向けて、道外企業などを対象としたセミナーをオンラインで開催し、私自身が、感染リスクの分散や新しい働き方といった視点から、ポストコロナ時代に対応した本道の魅力をアピールしたところであります。

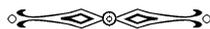
今後とも、こうした機会を設け、本道への企業立地の促進に取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長高橋亨君 壬生勝則さんの質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時18分休憩



午後2時47分開議

○議長村田憲俊君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

檜垣尚子君。

○10番檜垣尚子君（登壇・拍手）（発言する者あり） 通告に従いまして、順次質問させていただきます。

よろしく願いいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた臨時的な職員の採用についてであります。

新型コロナウイルス感染症の長期化により、道内経済が大きな影響を受ける中、本年1月29日に厚生労働省がハローワークを通じて集計した調査によると、令和2年の全国平均の有効求人倍率は1.18倍となり、前年の1.60倍から0.42ポイント低下し、道内においても、有効求人倍率は1.05倍となっており、全国平均を下回っている状況となっております。

また、新聞報道等によりますと、学生のアルバイト収入が減少するなど、生活がさらに苦しくなった上、感染の収束時期が不透明で、今後の進学や就職の見通しが立たない状況にあることなどが報じられており、新型コロナウイルスの感染拡大が道内の大学生にも深刻な影響を与えています。

このような中、道においては、今年度、離職を余儀なくされた方やアルバイト先の休業などにより、経済的に困窮する学生などを会計年度任用職員として臨時的に採用していると承知しています。

現下の雇用情勢や、学生の現状を踏まえると、来年度も学生アルバイトを臨時的に採用すべきと考えますが、道の今後の対応について伺います。

次に、テレワークの推進についてであります。

道では、スマート道庁の取組の一層の推進を次期行財政運営方針の柱の一つに据えており、中でもテレワークが感染症対策としても有効なことから、テレワーク等による「新北海道スタイル」の実践を進めることとしています。

道は、感染リスクを回避するための様々な取組を道民や事業者に求めており、道としても率先した取組が一層求められます。

国は、このたびの緊急事態宣言の発出に際し、霞が関の職員に出勤の7割減となるよう通達しており、道外の都府県でも出勤職員を半分に抑える目標を掲げる例が見られます。

道の集中対策期間は終了しましたが、年度末を控え、就職、転勤、卒業、進学など、人の移動や会食機会の増加による感染の再拡大に備える必要があるなど、予断を許さない状況が続いています。

道も、こうした国や他県の事例を参考に、職員の出勤抑制やテレワークの取組目標を設定し、自ら実践しながら道民や道内事業者に協力を求めるべきと考えますが、見解を伺います。

道では、次期行財政運営方針を先取りする形でテレワーク等の実践を職員に呼びかけていますが、実際に職員が在宅勤務を実施する際には、実施場所が自宅や親の家などに限定されていると聞きます。

最近では、家庭内での感染事例が多くなっており、テレワークの実施先を自宅などに限定することが必ずしも感染予防につながるとは言い切れず、むしろ、感染対策や情報セキュリティ対策がしっかりとしているサテライトオフィスやホテルの個室などで働くことを認める企業もあると

聞いています。

道においても、テレワークを実施する場所を早急に見直し、1人でも多くの職員がテレワークを利用し、出勤を要しない環境を整えていく必要があると考えますが、見解を伺います。

次に、新型コロナウイルスワクチンについてであります。

新型コロナウイルスワクチンについては、先月14日に国内でも薬事承認され、現在、接種の実施主体となる市町村においても、接種に当たる医療機関との調整をはじめ、接種会場やワクチンの輸送手段の確保等、接種体制の検討が急ピッチで進められていますが、ワクチンの配分時期や量の見込みなどの詳細な情報が国から示されておらず、市町村における準備に困難が生じているとの声が聞こえてきます。

現在、国内で承認されているワクチンは、マイナス75度での超低温冷凍保管であるほか、解凍後は5日程度で使い切ること、また、20日の間隔を置いて2回の接種が必要となるなどの特性から、特に効率的な接種体制の整備が求められます。

私は、こうした状況下で接種準備をより円滑に進めるためには、例えば、地域の宿泊事業者やバスなどの交通事業者の方々などから、集団接種会場の提供や必要となる備品の確保、接種会場までの輸送手段への活用等の協力をいただき、地域の力を借りながら体制を確保していくことも有効な手法と考えています。

このことに関しては、国においても、バスなどの活用が可能となるよう検討されていると聞き及んでいます。

道は、広域自治体として、市町村が直面する課題に対し、丁寧に寄り添う姿勢が必要であり、こうした民間事業者の活用等を含め、市町村が効率的かつ幅広くに体制確保の検討ができるよう支援していくことが重要と考えますが、道はどのように認識し、対応していく考えなのか、伺うとともに、さきの我が会派の代表質問の答弁で、4月上旬に供給の高齢者向けワクチンについて対応を検討していくとされましたが、市町村の準備を考えると、早期に配分先を決定する必要があると考えますが、知事の所見を伺います。

新型コロナウイルスワクチンは、その効果が大いに期待される一方で、一定程度の副反応が生じる可能性もあります。

国では、2月に先行接種した国立病院の職員等を対象とする接種後の健康状況調査を実施する方針と承知していますが、これから高齢者の方や基礎疾患のある方の接種も始まります。

また、変異株が国内でも確認されていることや、このワクチン自体が人工的にウイルスの遺伝子情報が書き込まれたワクチンであるということなども踏まえ、希望する方に安心して接種していただくためには、地域においても必要に応じて医療相談ができる万全な体制を整えることが有効です。

このような対応が可能となるよう、地元医師会との協議を進めるなど、実施主体である市町村の取組を促すことも必要と考えますが、道の考え方を伺います。

次に、介護保険施設等におけるサービスの利用についてであります。

全道各地域において、医療や福祉施設、学校などでの集団感染による感染者数が引き続き多く、新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中、介護保険施設等において、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策として、外部からの出入りを最小限にすることを理由に、利用者や家族が自由に医療機関を選ぶことのできる権利を侵害し、1か所の医療機関に一方的、独占的に診療変更するといった、利用者の囲い込みとも取れる行為が行われているとの声が私のところに寄せられています。

道内の各地域の介護保険施設等においても、感染予防として、入所者が利用しているサービスの利用を制限しているのではと危惧しており、感染予防対策とはいえ、利用者が希望するサービスを受けられないことは本人にとって不利益となり、施設側のこのような対応はいかがなものかと考えますが、道はどのように考え、どのように対応するのか、伺います。

次に、重層的支援体制についてであります。

子どものひきこもりの長期化による親の高齢化といった8050問題や、育児と介護、介護と孫の支援など、少子化、高齢化によるダブルケア問題など、家庭や地域における生活上の課題が複雑化、複合化する中で、市町村がこれまで行ってきた高齢者や障がい者、子どもといった分野ごとの支援には限界があることから、国は、昨年6月に社会福祉法の一部を改正し、これらの世帯に対する支援体制や地域福祉を推進するために必要な環境を一体的、重層的に整備する重層的支援体制整備事業を創設するなどして、本年4月から施行することとしています。

この事業では、分野を超えた包括的な相談支援体制や、既存の取組では対応が難しいはざまのニーズに対応する支援、世代や分野を超えて交流できる場や居場所の確保などの地域づくりに向けた支援といった三つの支援に一体的に取り組むよう市町村に求めており、国や都道府県には、これらの支援等が包括的に提供できる円滑な体制整備に向けて、必要な助言、情報提供、その他の援助を行うよう義務づけています。

新たな形の取組となる重層的支援体制整備事業について、道は、どのように認識し、円滑な実施に向けてどう市町村を支援していく考えなのか、伺います。

最後に、循環器病対策についてであります。

我が国における死因では、心疾患が第2位、脳血管疾患が第3位と上位を占め、両疾患を合わせると、がんに次ぐ死亡原因となっており、年間では約31万人以上の方々がお亡くなりになっています。また、これらの循環器病は、介護が必要となる主な原因にもなっています。

このような状況を背景として、平成30年12月に、健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法、いわゆる循環器病対策基本法が成立したところであり、循環器病の予防等、国民の健康寿命の延伸等を図るなど、循環器病対策を総合的かつ計画的に推進するため、都道府県は、国において策定する基本計画を基本とし、循環器病対策推進計画を策定することが義務づけられました。

国においては、令和2年10月27日に循環器病対策推進基本計画を閣議決定したところであり、循環器病の発症及び重症化予防や急性期から維持期までの医療提供体制の充実など、幅広い対策

を総合的に推進することとしているところです。

本道においても、健康寿命の延伸を図る上で、心疾患、脳血管疾患などの循環器病対策は極めて重要な課題であると考えますが、道は、今後、本道の循環器病対策にどのように取り組んでいくのか、伺います。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長村田憲俊君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）檜垣議員の質問にお答えをいたします。

最初に、道における学生等の臨時的な採用についてであります。道では、感染症の拡大に伴うアルバイト先の減少等によって経済的に困窮する学生を支援するため、今年度、会計年度任用職員として臨時的な採用を行ってきております。学生等を取り巻く雇用状況を踏まえると、新年度においても、引き続きこうした取組を行っていくことが必要であると考えております。

新年度の採用に当たっては、これまでと同様に、勤務日や勤務時間の弾力的な設定や希望する行政分野に配置するなど、学生のニーズに沿った勤務環境づくりに努めるとともに、新たに、地方の学生にもこうした機会を提供するため、本庁や石狩地区に加えまして、各振興局においても採用を行うなど、学生への経済的な支援はもとより、道庁への理解と関心を高めてもらい、就業意識の向上にもつながるよう、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、職員のテレワークについてであります。道では、現在、令和4年度に向け、全ての職員が自宅など庁舎外から庁内ネットワークにアクセスできる仕組みや、在宅勤務中であっても勤務状況を把握できるシステムの導入を進めておりますほか、振興局の庁舎内にサテライトオフィスを設置するなど、取り組んでいるところでございます。

また、こうした環境整備に加えまして、職員一人一人のテレワークに関する意識を一層高めるため、来年度、新たに、「道庁テレワークデー」を設定し、幹部職員をはじめ、全職員が自宅やサテライトオフィスあるいは出張中などにテレワークを実体験することによって、さらに課題等を把握し、より取り組みやすい環境づくりを進めていく考えであります。

道としては、国や他の自治体、民間企業の事例も参考としながら、今後とも、感染拡大防止のための出勤抑制はもとより、職員の多様で柔軟な働き方の実現に向け、テレワーク環境の一層の充実に取り組んでまいります。

次に、ワクチン接種に係る民間事業者の活用等についてであります。ワクチンの接種に当たっては、希望する方が身近な地域において円滑かつ確実に接種が受けられる体制を整備することが重要であります。

現在、実施主体となる市町村では、接種開始に向けて、必要となる資機材や接種会場の確保などの準備を進めているところであります。

こうした中、道内においては、公民館などの限られた公的施設の長期間の確保や公共交通機関による円滑な移動が困難な市町村もあることから、地域の宿泊事業者や交通事業者などの民間事業者の方々の支援やノウハウを活用することは、接種体制を整備する上で有効であるというふう

に考えております。

このため、道としては、市町村の参考に資するよう、ワクチン接種体制に関し、民間事業者の方々が提供可能なサービスなどの情報を取りまとめ、お知らせいたしますとともに、道のホームページにおいて広く周知をいたしますほか、地域の実情に応じ、保健所や地域政策課を振興局における窓口とし、市町村からの相談に丁寧に対応するなどして、市町村が進める体制整備の支援に努めてまいります。

また、4月上旬以降に国から供給される高齢者向けワクチンについては、当面、必要数を大きく下回りますことから、道ではその対応を検討してきたところでありまして、今般、市長会など、関係団体の皆様からの御意見もお伺いしながら、本道の広域性に鑑み、地域の接種体制の確立と道の市町村支援の具体化に資するよう、全ての第2次医療圏で先行実施を行うこととしたところであります。

さらには、こうした考えのもと、先行実施市町村は、これまでの感染状況を踏まえるとともに、道との密接な連携が必要であることなどから、保健所設置市または道立保健所所在地であって、接種体制の準備状況や接種券の送付方針などの要件を満たす市町村を基本として、21の第2次医療圏ごとに1か所、さらに、札幌圏については1か所を追加して選定することとしたところであります。

次に、重層的支援体制についてであります。

国では、社会福祉法の改正に伴い、本年4月から、市町村において、複合かつ複雑化した支援ニーズに対応できるよう、包括的な相談支援体制や住民同士の顔の見える関係の育成支援などに取り組む重層的支援体制整備事業を創設したところでございます。

この事業は、8050世帯や介護と育児のダブルケア、ごみ屋敷等により世帯全体が孤立化しているなど、従来の支援のはざまに埋もれている高齢や障がいなどの世代や属性を問わない身近な地域の生活課題の解決に向けた重要な取組の一つであると認識しております。

このため、道では、今後、市町村の事業の実施に向けた機運醸成が図られるよう、新たに、先進的な好事例や地域の実情に即した取組に向けたガイドラインを取りまとめるなど、市町村へ周知を図るなどし、誰もが安心して心豊かに暮らすことのできる地域共生社会の実現に向け、必要な支援に積極的に取り組んでまいります。

最後に、循環器病対策についてであります。本道では、脳卒中や心臓病などの循環器病が、全国と同様、がんに次ぐ死亡原因となっておりますことから、循環器病対策は健康寿命の延伸を図る上で大変重要であると考えております。

これまで、健康増進計画等において重点施策に位置づけまして、生活習慣の改善や医療連携体制づくりなど、循環器病の予防や早期発見などに取り組んできたところでございます。

道としては、こうした取組との整合性を図りつつ、法に基づき、医療関係者や救急業務従事者などで構成する循環器病対策推進協議会を設置し、これまでの取組を検証いたしますとともに、緩和ケアや相談支援の取組など、本道の循環器病対策の充実に向けた検討を深め、今後、国の基

本計画に基づき、北海道循環器病対策推進計画を策定し、道民の皆様の健康寿命の延伸に一層取り組んでまいりたいと考えております。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 総務部長兼北方領土対策本部長平野正明君。

○総務部長兼北方領土対策本部長平野正明君（登壇）テレワークの推進に関し、職員の出勤抑制についてでございますが、感染拡大防止に向けまして、事業者の皆様方にテレワークや時差出勤の取組を求めています中、道職員においても、感染症対策業務をはじめ、様々な道民サービスに関する業務の継続にも十分配慮しつつ、職場の状況に応じて、可能な限り在宅勤務等によって出勤を抑制するとともに、出勤する場合にあっても、早出や遅出勤務による分散出勤を行っているところでございます。

道といたしましては、緊急事態宣言が発令された場合など、感染状況に応じ、数値目標を設定し、出勤抑制の取組を強化するなど、職員一人一人やそれぞれの職場が、引き続き、こうした在宅勤務や分散出勤など、「新北海道スタイル」の実践に率先して取り組みながら、今後とも、職員の感染防止や職場内の感染拡大防止に努めてまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 保健福祉部長三瓶徹君。

○保健福祉部長三瓶徹君（登壇）まず、新型コロナウイルスワクチンに関し、ワクチン接種に係る相談対応についてでございますが、ワクチン接種に当たりまして、市町村は、接種可能な医療機関や接種手続などに関する住民の方からの問合せへの対応を、道は、医学的見地が必要となる専門的な相談などの対応を担うこととされてございます。

現在、市町村では、住民の方からの問合せに適切に対応できますよう、医療機関や医療関係団体とも連携して準備を進めているところでございますが、住民の方が接種を受けた医療機関に、直接、副反応等の相談を行うことも想定されますことから、道といたしましては、国から提供される副反応の知見などを含めたワクチンに関する情報について、市町村や医療関係団体などに速やかに情報提供をするなどして、相談体制の構築に向けた支援に努めてまいります。

次に、介護保険施設等におけるサービスについてでございますが、介護保険施設等において、適切な感染防止対策を徹底した上で、入所者の方々が必要なサービスを適切に利用できることは、その生活の質の向上はもとより、心身機能の低下を防ぐなど、健康の維持増進を図る上で極めて重要なものと認識してございます。

このため、道では、介護保険施設等において、適切な感染防止対策が実施されているにもかかわらず、新型コロナウイルス感染の懸念を理由に、入所者の方々が必要とされるサービスの利用を制限することは不適切であるとの国の見解が示されておりますことから、その旨を事業所等に周知し、徹底を図っているところでございます。

今後とも、入所者等が希望する、または、必要とされる各種の訪問・通所系サービスや訪問診

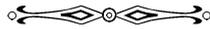
療等について、お一人お一人の状況に応じてきめ細やかな対応に努めるよう、介護保険施設等に対しまして改めて通知するなど、さらなる周知徹底を図り、サービスの維持確保に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 檜垣尚子君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午後3時15分休憩



午後3時17分開議

○議長村田憲俊君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

菅原和忠君。

○33番菅原和忠君（登壇・拍手）（発言する者あり）通告に従い、知事並びに教育長に伺います。

まず最初に、アイヌ政策について伺います。

北海道アイヌ政策推進方策（素案）が示されましたが、この推進方策は、これまでのアイヌの人たちの生活向上に関する推進方策（第3次）が今年度で終了し、新たな推進方策を策定する必要があったことから、2019年12月に、アイヌの人たちや有識者で検討会議を設置し、施策の在り方への意見をいただくとともに、2017年に実施した実態調査による結果などを踏まえ、策定されたと承知をしています。

この間、国際的には、国連総会で、2007年、先住民族の権利に関する国際連合宣言が採択され、日本も、翌2008年、衆議院及び参議院において、アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議が全会一致で採択されるなど、先住民族であるアイヌの皆さんを取り巻く状況は大きく変化しました。

その後も、アイヌ政策推進会議の発足や、ウポポイの整備及び管理運営に関する基本方針の閣議決定のほか、2019年には、アイヌが先住民族であるとの認識を示した、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律が制定され、現在、国を挙げてアイヌ政策の推進が進められています。

多くのアイヌの人たちが住んでいるこの北海道だからこそ、全国に先駆けて、アイヌの人たちの誇りが尊重される具体的な施策の力強い推進が必要と考えます。

そこで、道のアイヌ政策の取組について伺います。

道では、1961年から、アイヌの人たちの生活環境の改善、住宅の整備、子弟教育の促進などの対策を進めてきましたが、以来60年にわたって取り組んできた成果を、現在の状況や実態調査結果からどのように受け止めているのか、知事の所見を伺います。

昨年開業したウポポイは、アイヌ文化の振興に向け、大きな力となることは間違いありませ

ん。

これまで、アイヌの人たちは、厳しい環境の中で、伝統的な舞踏や工芸など、アイヌ文化の伝承に向け取り組んでおられますが、後継者の減少から継承が危惧されていたところ、ウポポイの設置によって担い手となる人材も集まり、集中的にアイヌ文化の継承が促進されるものと期待される一方、それ以外の地域では人材の不足も懸念されます。また、継承活動に参加される方の中には、仕事を休まざるを得ないなど、その活動に負担を感じる方もいらっしゃいます。

様々な立場で取組を進めている皆さんがより積極的に活動できることが重要と考えます。

どのようにアイヌ文化の継承活動を促進していくのか、所見を伺います。

次に、児童生徒へのアイヌ教育について伺います。

2009年のアイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会報告では、アイヌ政策等に関する教育問題について、当時の課題としては、アイヌの歴史や文化に関し、必ずしも児童や生徒の発達段階に応じた学習体系にはなっていないと、幅広い理解につながりにくいこと、教員の側にも十分な知識や理解がない場合が多いことなどを指摘していました。以来12年が経過し、教育の現場においても様々な取組が進められてきたと考えます。

学習指導要領が改訂された状況でもあり、現在、アイヌ教育がどのように行われているのか、伺うとともに、今後、アイヌ教育の充実に向け、どのように取り組まれるのか、教育長の所見をお伺いいたします。

今月5日、内閣府は、昨年11月から12月にかけて全国で実施したアイヌ政策に関する世論調査の結果を発表しました。

アイヌ民族が先住民族だと認識している人は、前回の2018年調査より13.9ポイント増加して、91.2%の人が認識しています。独自の言語であることも16.7ポイント増加して、81.3%の人が認識していました。

内閣府は、急速に認識が広がった理由として、2019年のアイヌ施策推進法で、アイヌ民族が初めて先住民と明記されたことなどを挙げています。

一方で、明治以降、非常に貧しく、独自の文化を制限された生活を余儀なくされたことを知る人は46.3%と、過半数に満たないなど、アイヌの人たちの歴史や伝統などへの認識は低いことから、全国的な理解促進の取組が必要です。

今後、アイヌへの理解促進をどのように推進するのか、新たな推進方策での施策推進の考え方と併せて、知事の所見をお伺いいたします。

次に、介護保険事業政策について伺います。

介護保険制度は、1997年、介護保険法が制定され、2000年4月から施行されました。道は、以来、3年ごとに介護保険事業支援計画の改定を積み重ね、4月からは8期目がスタートすることとなります。

これまで、社会情勢の変化などに合わせて適宜見直しを行ってきましたが、制度の充実が進む一方、団塊の世代が全て75歳以上となる2025年に向けて介護人材が確保できるのかが危惧されて

いました。

私自身も、介護人材の確保に向けては、6期目がスタートしたときから危惧をしていて、この間も介護人材の確保などについて質問してきました。

かつて大きかった離職率は、平成28年度、全職業の15.0%に対し、介護職員は20%と、5ポイントの開きがあったものの、令和元年度では、全職業との差も0.2ポイントと、差がなくなっています。

一方、有効求人倍率で見ると、平成28年度、全職業が1.04に対して、ホームヘルパー、ケアワーカーが2.30ポイントと2倍以上だったものが、令和元年度ではさらに差が拡大して、全職業では1.19ポイントに対し3.20ポイントとなっていて、人材の確保が厳しくなっていることが分かります。

そこで、まず最初に、離職の防止策について伺います。

離職理由についての介護労働安全センターの調査では、上位5位の中に、自分の将来の見込みが立たなかったためと、収入が少なかったためという回答があります。

収入の課題は従来から取り組まれています。が、まだまだ不十分であり、さらなる処遇改善が必要と考えます。

一方、将来の見込みが立たないとの事柄については、今後の介護事業にとって重要な課題と考えます。

将来に不安を感じないで就業できるよう、しっかりとした人生設計が確立できるよう、介護従事者の将来の不安解消に向け、どのように取り組んでいくのか、所見を伺います。

次に、介護人材の確保についてですが、介護職員数については、道の実態調査によると、平成29年度で9万2000人、令和2年度では9万9000人となっています。

今後の介護職員の需要推計では、令和7年度で11万3000人、令和22年度では13万3000人と、介護サービスを提供していくためには介護人材の増加を図っていかねばなりません。

確かに、平成29年度から令和2年度の間では7000人の増加が見られますが、令和7年度に向けては1万4000人の増加、そして、令和22年度には3万4000人の増加が必要です。需要数の見込みではありますが、大きな介護要員の増加を図らなければなりません。

介護人材の拡大に向け、この1年間のコロナ禍の影響は非常に大きなものが予想されます。また、期待している高齢者の就業についても、雇用環境の変化等で見込みづらくなるものと考えます。

これらの課題がある中、どのように介護人材の確保を図ろうとするのか、知事の所見を伺います。

次に、農業政策について伺います。

現在、第6期北海道農業・農村振興推進計画（案）が提案されています。

北海道の農業は、厳しい気象条件を克服し、広大な土地を生かしながら発展を続け、今日では、安全、安心で、良質な食料を安定的に生産、供給する我が国最大の食料供給地域で、食料自

給率の維持に向け、重要な役割を担っています。

第6期北海道農業・農村振興推進計画は、令和3年度から令和7年度までの計画期間で、本道農業・農村の「めざす姿」として示し、実現に向けた施策を、市町村をはじめとした関係団体と連携して推進する指針として策定したと承知しています。

そこで、人材の確保育成などについて伺います。

現在の第5期計画における新規就農者数の拡大目標は、基準となる平成25年の新規就農者数603人に対して、平成32年——令和2年ではありますが、目標を770人としていましたが、実際、令和5年段階で454人と、目標を大きく下回っています。

平成30年に行った中間点の結果では、新規就農者数の要因分析では、他産業における雇用環境の改善や農家戸数の減少により、新規就農の8割を占める新規学卒就農やUターン就農の減少を挙げています。

また、新規参入者数については、支援制度の充実により増加傾向にあるとしていましたが、これには疑問があります。実際の新規参入者数の推移を見ると、平成25年が88人で、これまでのピークである平成27年の126人以降、平成30年が117人、令和元年が112人と、横ばいから減少傾向と言えます。

なかなか厳しい状況が続く中、新規就農者数の拡大に向け、どのように取り組まれるのか、所見を伺います。

人材の育成について伺います。

おおむね10年後の姿として、北海道の農業、農村が、その価値や魅力を磨き、強みを生かすことで、求められる役割や期待に的確に応えて発展する姿を「めざす姿」として、農業関係者をはじめとした道民共通の目標とするとしています。

この「めざす姿」には四つの将来像があり、その一つに、多様な人材が活躍する農業・農村とありますが、道では、多様な担い手と人材について、家族経営や複数戸による法人、営農支援組織などを多様な担い手として育成を図るとともに、その経営を担う人材の育成確保を推進するとしています。

経営感覚に優れた多様な担い手が地域を支える、多様な人材が培った知見や経験、能力を生かし、農業経営体と地域の成長を支えるとありますが、どのように優れた人材の育成確保を図ろうとするのか、所見を伺います。

次に、家族経営の育成について伺います。

販売農家戸数の状況は、平成2年度で8万7000戸だったものが、平成30年度では3万6000戸と激減し、農業就業人口も20万9000人から8万9000人と大きく減少しています。

農家戸数の多くは家族経営で、将来予測も示されていますが、令和12年には2万5000戸まで減少すると予測され、今年度との差では8000戸の減少を見越しています。

「めざす姿」の総合指標として、農業産出額、食料自給率、新規就農者数、農業法人数の10年後の数値は示されていますが、家族経営の姿が見えていません。

施策の展開方向で、農業経営体の安定、発展、農業経営を担う人材の確保、定着など、取組が示されていますが、北海道農業を中心的に支えている家族経営の農家を守る施策が重要です。

今後減少するとしている8000戸の農地を、いかにして近隣の家族経営の農家が集約しながら安定した経営を維持していくのか、法人化等も視野に入れた指導が重要と考えますが、所見を伺います。

次に、J R北海道の経営再生について伺います。

今年度で期限切れを迎える国鉄清算事業団債務等処理法は、厳しい経営を余儀なくされているJ R北海道をはじめ、J R四国、J R貨物会社への支援の根拠法として存在し、実際に支援が行われてきました。

法の期限を迎えますが、J R北海道の経営は依然として厳しく、あわせて、今年度は、コロナ禍の影響を受け、J R北海道の収入も大幅な減収となっています。

引き続き、J R北海道をはじめとした3社への支援に向け、今まさに法整備に向けた国会議論が行われようとしています。J R北海道単独では維持困難な線区として表明してから、全道的な議論、道議会内の議論も、J R北海道の経営再生と路線維持に向け、国を中心とした支援策の確立に向け、オール北海道の提言も行ってきました。

道内では、当然、道民からも様々な声が寄せられ、北海道全体の要望となっていました。実は全国的にも支援の声が上げられていて、関係者の努力によって、J R北海道、J R四国、J R貨物会社への支援実現に向け、全国で22万筆を超える署名が集められ、昨年末には赤羽国土交通大臣にも提出されていました。

今回の支援策は、国の監督命令による第2期集中改革期間に対する1302億円の支援策で、併せて進められる鉄道利用促進の着実な成果も、その後の国の支援に向け、重要となります。

そこで、道の取組について伺います。

まず初めに、国の支援策についてですが、現在、新たな支援策として国会で議論されようとしている支援内容は、来年度から3年間で1302億円です。今年度までの2年間の支援の400億円と比較しても、莫大な金額です。

オール北海道の取組の結果として素直に評価していますが、一方で、2月5日に示されたJ R北海道の第3・四半期決算の公表時点で、本年度のJ R単体での減収予想が400億円からさらに悪化する可能性があるとの懸念が表明されています。

1300億円の中にコロナ禍による減収への支援も想定すると、第2期集中改革期間に対する国による支援はこれでいいのかと危惧されます。今回の支援金額とJ R北海道の減収状況に対する知事の所見を伺います。

次に、観光列車について伺います。

道は、第2期集中改革期間への取組として、J R北海道に無償貸与するため、3セクの北海道高速鉄道開発株式会社による観光列車等の車両取得に対し、国と協調して、来年度に10億円の支援を行うこととしています。また、令和4年度、5年度の各4両の観光列車の購入費を支援する

としています。

この取組は、定期列車以外での利用客の増加は、単純に利用促進となり、輸送密度の向上にもつながります。

無償貸与される新生のラベンダー編成は、既にJR北海道に配置され、営業準備も進められていると思いますが、新たな支援策の成否は、いかに効率よく各線区を運転させることができるかだと思います。

一年を通じてしっかりと運行され、多くのお客様に乘っていただく、そのために、JR北海道と観光列車の効率的な運転等についてどのように協議を進めていく考えなのか、知事の所見を伺います。

また、オール北海道で、観光列車の乗車率の向上に向け、どのように取り組む考えなのか、併せて伺います。

次に、今後の取組について伺います。

今回、国においては、3年間で1302億円もの支援が検討されていますが、一方で、地域としては、この3年間でしっかりと利用促進に取り組み、着実な成果が求められることとなります。

また、国の監督命令においては、第2期集中改革期間の最終年度である令和5年度には総括的な検証を行うこととされており、次の国の支援に向けても、この3年間の取組はしっかりとした結果が求められ、大変重要なものと考えます。

今後、道としてどのように取り組んでいくのか、知事の所見を伺い、再質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長村田憲俊君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）菅原議員の質問にお答えをいたします。

最初に、今後のアイヌ政策の推進についてであります。近年、アイヌについての関心や認知度が高まりつつある一方、インターネット上でも心ない投稿が見受けられるなど、現在もいわれている差別や偏見があるものと認識をしています。

こうした課題の解決に向けては、アイヌの人たちが先住民族であることや、歴史的背景、アイヌ文化の価値などについて正しく理解をしていただくことが何より重要と考えております。

このため、道としては、法務省と連携したフォーラムの開催や、小さな子どもでも分かりやすい動画の配信により、幼児期からの教育の充実や道内外への普及啓発を行うなど、アイヌの歴史や文化に対する理解の促進を一層進めてまいります。

また、アイヌの人たちの生活向上やアイヌ文化の振興、地域の活性化など、未来志向によるアイヌ政策を総合的に推進し、民族としての誇りが尊重される共生社会の実現に取り組んでまいります。

次に、介護人材の確保についてであります。コロナ禍においては、介護職員の確保が一層厳しさを増している中、今後、道内では75歳以上人口の増加や生産年齢人口の減少が見込まれるため、介護人材の確保を図っていくことは重要な課題であると認識しております。

このため、道では、次期介護保険事業支援計画の基本方針の一つに、人材確保策の充実、業務改善の推進を位置づけ、介護に対する理解の促進を図るための職場体験などの実施や、職場定着や離職防止のための相談対応などに引き続き取り組むとともに、介護ロボットやICTの導入支援の拡充に加え、介護福祉士などの潜在有資格者を事業所へ派遣する事業の拡大、異業種からの転職者に対する返還免除型の貸付事業の創設などを図っております。

今後とも、市町村や介護事業所団体等との連携のもと、毎年度、必要な見直しを行いながら、介護人材の確保に向け、より実効性ある施策を総合的に推進してまいります。

次に、新規就農の促進についてであります。農家戸数の減少や農業従事者の高齢化が進行する中、今後とも、本道の農業や農村が持続的に発展をしていくためには、農家の後継者や農業外からの新規参入者、さらには、法人への雇用就農者の方々など、多様な担い手の育成や確保が極めて重要であります。

このため、道では、農業担い手育成センターや、地域等と連携し、高校生等を対象とした就農意欲の喚起をはじめ、東京や札幌での就農相談会の開催、就農希望者と地域とのマッチングや営農技術等に関する研修、農地や施設機械の取得への支援などに取り組んできたところでございます。

今後、さらに、関係機関や団体の皆様との連携を一層強化し、密ではない就農環境など、SNSを活用したコロナ禍の下での新たな関心層の掘り起こしや、オンラインでの就農情報の提供や相談対応を強化いたしますほか、普及センター等を通じて、地域における計画的な経営継承に向け、課題をきめ細かに把握し、その取組を支援するなど、担い手の育成や確保に積極的に取り組んでまいります。

最後に、今後のJR北海道の利用促進についてであります。私は、この2年間、本道の持続的な鉄道網の確立に向けては、JR北海道の徹底した自助努力と国の実効ある支援に加え、地域としても可能な限りの協力や支援が重要との認識のもと、鉄道の利用促進に取り組んできておりまして、この考えは今後も変わるものではありません。

私としては、来年度からのJR北海道の第2期集中改革期間において、JR北海道や地域の関係者との連携を一層強固なものとし、車両取得への支援や鉄道活性化協議会の取組などを通じ、利用促進の取組を戦略的に展開し、着実な成果を上げられるよう全力で取り組んでまいりたいと考えております。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 環境生活部アイヌ政策監長橋聡君。

○環境生活部アイヌ政策監長橋聡君（登壇）初めに、アイヌ政策の成果などについてでございますが、道では、アイヌの人たちの社会的・経済的地位の向上を図るため、これまで、北海道ウタリ福祉対策や生活向上推進方策などに基きまして、アイヌの人たちの教育の充実や生活、雇用の安定などに向けまして、施策を推進してきたところでございます。

この間、昭和47年から実施をしておりますアイヌ生活実態調査の結果におきましては、生活保護率が減少いたしますとともに、高校や大学への進学率が高くなるなど、アイヌの人たちの生活実態は改善傾向にございますが、直近の調査におきましては、アイヌの人たちが居住する市町村全体と比較いたしますと、依然として差があるところでもございます。

また、アイヌの方々からも、教育や生活向上、文化振興施策の充実を求める意見が多く、これらの課題を解決するため、アイヌ政策の一層の推進が必要と考えております。

次に、アイヌ文化の振興についてでございますが、アイヌの人たちが受け継いでまいりました貴重な文化を次世代に引き継ぐ担い手が、高齢化などによりまして不足しており、伝承者の育成に積極的に取り組むことが重要な課題であると認識をしております。

このため、道では、関係団体などと連携をし、古式舞踊をはじめ、木彫や刺しゅうなどの技術を習得向上するための講座や研修など、基礎的なものから指導者育成まで、多様な学習機会を確保いたしますとともに、伝統工芸と現代的デザインを融合させた新商品の開発に向けた支援を行うなど、アイヌ文化の担い手の育成に取り組んでいるところでございます。

また、北海道アイヌ協会と連携をし、東京オリンピック・パラリンピック関連イベントなどにおきましてアイヌ伝統舞踊を披露できますよう、地域の踊り手や指導者の育成を支援してまいります。

新たに策定をするアイヌ政策推進方策におきましても、アイヌ文化の振興を施策の柱の一つと位置づけることとしてございまして、今後も、アイヌ文化の保存、伝承に取り組む方々がより積極的に参加いただけますよう、活動への支援を行うなど、地域のアイヌ文化の振興や活性化に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 保健福祉部長三瓶徹君。

○保健福祉部長三瓶徹君（登壇）介護保険事業政策に関し、介護人材の離職防止についてでございますが、道内では、今後さらなる高齢化の進行や生産年齢人口の減少により、介護人材の不足が一層懸念され、介護職員の確保とともに、労働環境の改善などの離職防止対策に取り組むことは重要であると認識しているところでございます。

このため、道では、これまで、介護職員の処遇改善に向け、キャリアパスを明示し、それに応じた給与体系を導入する事業所に対する処遇改善加算の取得促進や、雇用管理の改善のための管理職セミナーの開催などに取り組んできておりまして、今後は、こうした取組に加え、職員の負担軽減を図るための介護ロボットの導入に対する助成の拡充や、職場環境改善などに取り組む事業者に対して認証を付与する新たな評価制度の導入に向けて取り組めますほか、国に対して、さらなる処遇改善などについての要望を引き続き行うなど、労働環境の改善を進め、介護人材の離職防止に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 農政部長小田原輝和君。

○農政部長小田原輝和君（登壇）初めに、農業の人材の育成確保についてであります。本道農業が、安全、安心で良質な農畜産物の安定供給や、地域の基幹産業として引き続き役割を果たしていくためには、家族経営や複数戸法人、コントラクターなどの担い手の育成確保とともに、担い手を支える短期雇用等の人材を確保していくことが重要です。

このため、道といたしましては、農業大学校が行う実践的な研修教育や経営研修などを通じ、企業的な経営感覚を備えた経営者の育成や、女性農業者の技術や経営などの資質向上に努めるとともに、農地や雇用の受け皿として期待される複数戸法人や地域の経営体を支える農作業受託組織等の育成と経営力の向上に向けた研修を実施するなど、優れた担い手の育成確保を図ってまいります。

また、農福連携を積極的に推進するとともに、他産業と連携した短期雇用や外国人労働力の受入れを進めるほか、セミナーなどを通じて、こうした人材を受け入れる側の就業条件の整備を図るなど、担い手を支える人材の確保に努めてまいります。

次に、農業の家族経営についてであります。本道においては、農業経営体の大部分を占める専門的な家族経営が、地域の生産活動とともに、社会、経済を支える大切な役割を果たしており、農業、農村が持続的に発展していくためには、家族経営の生産基盤と経営体質の強化を図っていくことが重要であります。

このため、道といたしましては、担い手への農地の集積や集約化、圃場の大区画化など、農業生産基盤の整備、スマート農業などの新技術の導入や必要な機械施設の整備を進め、家族経営の生産基盤の強化を図るほか、収入保険などのセーフティネット対策とともに、経営管理の高度化や対外的な信用力向上などが期待できる法人化の取組を推進するなど、家族経営の安定と体質の強化を図ってまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 総合政策部交通企画監柏木文彦君。

○総合政策部交通企画監柏木文彦君（登壇）初めに、JR北海道に対する国の支援などの受け止めについてであります。令和3年度以降における国のJR北海道に対する支援につきましては、従来の貨物列車走行線区に対する支援などに加え、新たに経営安定基金の運用益の安定的な確保など、多様な支援策が盛り込まれており、道議会の皆様をはじめ、市町村や経済界など、オール北海道で取りまとめた国への提言が十分反映されたものと受けとめております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、旅客需要が大幅に減少し、JR北海道の営業収益が大きく落ち込んでいることを踏まえた資金繰り対策についても併せて行うこととされており、感染症がJR北海道の経営に及ぼす影響を最小限にとどめるための方策についても盛り込まれたものと考えております。

次に、鉄道の利用促進などについてであります。北海道高速鉄道開発株式会社による車両取得に対する支援につきましては、地域の皆様の生活路線における快適性の向上を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の終息を見据え、魅力的な周遊ルートの創出や自治体などと連携した

イベント列車の運行など、鉄道の利用をさらに拡大する取組を戦略的に推進することを目的として実施するものであります。

具体的な運行方法などにつきましては、現在、JR北海道と鋭意協議を進めているところでありますが、観光列車としての運行に当たりましては、鉄道活性化協議会による需要喚起はもとより、沿線自治体など、地域関係者による利用促進策とを相互に連携させ、利用者の増加を図りながら、車両を活用した様々な取組を展開することにより、黄色線区はもとより、全道的な鉄道の利用拡大を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 教育長小玉俊宏君。

○教育長小玉俊宏君（登壇）菅原議員の御質問にお答えいたします。

アイヌの人たちの歴史、文化等に関する教育についてであります。道教委では、これまで、児童生徒がアイヌの人たちの歴史や文化等に関する理解を深められるよう、副読本などを活用した指導を促すとともに、学習指導要領の記述の充実などについて国に要望してまいりました。

新しい学習指導要領におきまして、先住民族であるアイヌの人々の文化に触れることなど、社会、歴史等の教科書における記述が充実しましたことから、各学校におきましては、小学校3・4年生では、身近な地名とアイヌ語の関わりを学ぶ学習、5年生、6年生では、昔のアイヌの人たちの生活などについて調べる学習、中学校では、アイヌの人たちの文化を伝えた先人について調べる学習など、発達段階を踏まえた指導が広がり、博物館や郷土資料館を活用した体験活動により、関心をさらに高めるよう工夫している学校もあります。

道教委といたしましては、今後も、具体的な学習の進め方の紹介や啓発資料「ピラサ」の発行、ウポポイでの体験プログラムのウェブサイトへの掲載のほか、全道各地の博物館等の活用を促進するなどして、各学校において、アイヌの人々の歴史、文化等に関する学習の一層の充実が図られるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 菅原和忠君。

○33番菅原和忠君（登壇・拍手）（発言する者あり）それではまず、アイヌ政策について、今、知事並びに教育長から、アイヌ政策について伺いました。知事からもありましたが、インターネット上の心ない投稿や、日常での差別や偏見も存在しています。

教育長から、児童生徒への教育の現状などについて伺いましたが、いまだになくならないアイヌの人たちへの偏見や差別をなくしていくためには、子どもたちに、早い段階から先住民族であるアイヌの人たちに対する正しい理解が一番重要であります。

引き続き、子どもたちへのアイヌ教育がさらに推進されることを指摘しておきます。

また、今後のアイヌ政策の推進について、全国的な、アイヌの人たちに対する認識を示しながらお聞きしました。

道内では、昨年のウポポイの開業や各種イベントの開催など、アイヌの人たちの歴史や文化に

関する取組が多く開催されていることを目にするようになっていきます。

しかし、先ほども述べたように、全国的にはアイヌの人たちへの認識が低いことは事実であります。本来的には、全国的な認識の向上は国の取組になろうかと思いますが、実際に多くのアイヌの人たちが住んでいる北海道だからこそ、積極的に全国に発信すべきだと考えます。

お聞きをすると、一部行われているようでありますが、全国で開催される北海道の特産品販売をはじめとした北海道フェアなどで、アイヌコーナーを併設し、工芸品の販売やパンフレットなどを置くなどして、北海道として積極的に取り組むべきであることを指摘しておきます。

次に、農業政策について、新規就農者数の拡大についてお伺いしました。

これまで、道は、新規就農者の拡大に向け、高校生等を対象とした就農意欲喚起の取組や、就農希望者と地域とのマッチング、農地や施設機械の取得への支援等、様々な取組を進めてきましたが、新規就農者の減少が止まらない状況です。

現在、新規参入者も減少していますが、こちらはまだ拡大の余地が見通せます。問題は、農家子弟の新規学卒とUターンによる就農です。

平成21年から令和元年までの10年間の状況は、新規学卒では、平成21年は245人に対し、令和元年は151人、Uターンでは、平成21年の299人が令和元年では191人と、大幅に減少しています。

販売農家数の減少に大きく影響を与えている農家子弟の新規就農は大きな課題です。

新規参入も含めた新規就農者を確保していくため、今後どのように取り組むのか、新たな取組内容を含め、改めてお伺いいたします。

J R 北海道の経営再生についてです。

観光列車の効率的な運行と乗車率の向上について伺いました。

今後の運行に向けた J R 北海道との協議や、乗車率の向上に向けた鉄道活性化協議会による取組、沿線自治体によるおもてなしの取組など、これらの取組は第2期集中改革期間の着実な成果につながることから、道としてしっかりとリーダーシップを発揮されることを指摘しておきます。

今後の取組についても伺いましたが、第2期集中改革期間の取組についての答弁でありました。

第2期集中改革期間で着実な成果を上げ、令和6年度以降の支援に反映させることは重要ですが、この期間に、道として、4年後以降の課題についてもしっかりと問題意識を持って準備していくことを指摘し、以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長村田憲俊君 知事。

○知事鈴木直道君（登壇）菅原議員の再質問にお答えをいたします。

新規就農者の確保についてであります。道としては、今後、さらにウェブやSNS等を活用いたしまして、農林漁業の強みや魅力を一体的に発信していきますほか、市町村が行います若者を対象とした就農促進セミナーへの助成、普及センターを通じた計画的な経営継承の支援など、

就農情報の提供から就農後の経営安定までの施策を推進いたしまして、将来の本道の農業を支える担い手の着実な育成確保に努めてまいり考えでございます。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 菅原和忠君の質問は終了いたしました。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。

3月11日の議事日程は当日御通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時4分散会